

第四十八回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第 三 号

昭和四十年二月五日(金曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員
委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君
理事 中島 茂喜君
理事 安井 吉典君
理事 大石 八治君
理事 龜岡 高夫君
理事 島村 一郎君
理事 登坂重次郎君
理事 森田重次郎君
理事 和蘭俊二郎君
理事 井岡 大治君
理事 華山 親義君
理事 門司 亮君

理事 田川 誠一君
理事 佐野 憲治君

二月五日

委員大西正男君辞任につき、その補欠として周東英雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)

○中馬委員長 これより会議を開きます。
地方行政連絡会議法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。
華山親義君。

○華山委員 地方行政連絡会議法案が出ておりますが、その構成メンバーといたしまして、各庁が入っております。その各庁につきましましていろいろ承りまして、今後の審議の参考にいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、よろしくお願いたします。どなたからいたしましてよろうか。

○中馬委員長 きよう御出席の方は、警察庁の浜中官房長、同じく土金審査官、行政管理庁山口行政監察局長、大蔵省各官房長、同じく滝田地方課長でございます。

○華山委員 ただいまおっしゃった順序によりまして、警察庁の官房長にお伺いいたしますが、このたびの法案によりまして、趣旨といたしましてところは、広域行政の計画実施というのを主眼点といたしております。その点におきまして、警察庁

は現在どういふふうな問題を広域行政としてかかえておられるのか、その点を伺いたいと思っております。

○浜中政府委員 警察行政の中で、広域行政として処理する必要があるものにつきましては、たとえば最近におきまして道路交通機関や通信等の発達に伴いまして、警察事務の全般について広域的処理の必要性が増加しているのでございますが、特に犯罪の広域化に伴う捜査運営及び交通警察の面において、その傾向が顕著でございます。また、その他規模の大きな災害時における災害警備等につきまして、その性質上広域行政として処理する必要があるわけでございます。

犯罪関係ではもう少し詳しく申し上げますと、最近非常に数が増えまして、各府県において犯罪を犯した者の数が年々増加しております。一つの府県から非常に広域性を増しております。たとえば大阪における拳銃使用の自動車強盗殺人の事件が広島県で被害人が割り出され、その手配によって岡山県が犯人を割り出して、福岡県が逮捕する。あるいは航空機等を利用する犯罪が増加の傾向にあると推定されます。金庫破りとか、数府県にまたがって犯行を重ねる事例も増加しております。

犯罪関係は別といたしまして、交通警察におきましては、特に広域処理の必要性が深いわけでございますが、数府県が相互に関係し合う府県道における安全施設の整備とか、あるいは自動車営業路線の設定、ブロック内数県にわたる高速自動車国道や、また幹線国道上の交通規制及び取り締まり、また先ほど申し上げましたように、その次に大震災、大雪等または大津波等の被害予想地域に對する事前対策の検討、設定及び訓練、こういうようなことでございます。

広域行政として現在問題になっておるような点は、以上のような状況でございます。

○華山委員 ただいまお話しになりました犯罪の捜査、あるいは交通の取り締まり、おっしゃるとおりだと思っておりますが、これらの点につきましては、各公安委員または警察本部長、そういう者が指揮されてやっておられるのであって、府県知事等は私の経験からいたしまして、あまり関係ないと思えますけれども、いかがでございますか。

○浜中政府委員 御承知のように、ブロック機関といたしまして管区の警察局というものがございまして、これは警察法の五條二項に基づきまして、国の事項を分掌いたしておるわけでございますが、管区警察局の中心的な役割りは府県警察との仕事の連絡調整ということにございまして、府県間の警察を指揮するということにございまして、公安委員会の管理のもとにそれぞれの府県で日常の警察活動を処理していくというたてまえをとっておりますわけでございます。先ほど申しましたような、そういう広域的な行政処理につきましては、お互いの府県間のご協力があつたか、そういうものの有一を期す必要がございますために、やはり管区が中心になって、その連絡調整にあつては、こういうのが法のたてまえでございます。また、そういう角度から運営をいたしておりますのでございます。

○華山委員 決して追及するわけではございませんで、事務的に伺いたしておりますから、御了承の上お答えを願いたしておりますが、私の県におりました経験によりまして、予算のことはなるほど知事のはうでいたします。それ以外のことにつきましては、警察のほんとうの活動につきまして、知事が相談を受けるようなことはございません。それが現在のやり方だと思つてござい

は現在どういふふうな問題を広域行政としてかかえておられるのか、その点を伺いたいと思っております。

は現在どういふふうな問題を広域行政としてかかえておられるのか、その点を伺いたいと思っております。

ます。そういう点からいたしまして、このたびの構成いたしました、府県知事及び警察の管区長が入っておられることになっておる。そういうふうなことで、現在のあり方です。いろいろな知事との連絡協調というふうなことは、いままではほとんどなかったものでございますが、新しく開かれる御趣旨でございますか。

○浜中政府委員 警察行政は本来地方行政の重要な部門でございます。沿革的にも知事の一部局として長い歴史を持っておったわけでございまして、御指摘のように、現在は知事との関係は、警察活動の直接の面で一々知事に御相談し、知事の指揮を仰ぐというふうなことはやっております。それは現行法のたてまえにありますように、いわゆる公安委員会の管理のもとに運営され、そして予算等につきましては、府県議会の協賛を経て運営していくというふうなチェックがされておるわけでございますが、しかし、実際問題といたしましては、きわめて密接な関係にありますことはもちろんでございます。私も警察行政をやっているものとして、一般の地方自治行政というものと警察行政というものを切り離して考えることができない。そういうふうな見地から、知事との連絡協調というものにつきましては、われわれといたしましては特に留意いたしまして、第一線の指導にあたっておるわけでございます。ところで、今度の地方行政連絡会議において、このために知事との連絡が一そう緊密になるというところは、もちろん一般的にはいえるわけでございしますが、ふだんの状況からいいますと、ほかの出先機関との関係から比べますと、警察の実際の運営という実情から見ますと、知事との関係というものは、制度上はともかくといたしまして、非常に緊密な連絡をとっておるというのが実情かと存じております。

○華山委員 この法案が通れば会議が設置されるわけでございますが、この会議に對しまして、警察庁としてはどういふ具体的問題につきまして提議される御予定でございますか。

○浜中政府委員 特にこの法案が成立いたしました場合に警察が参加するゆえんのもの、やはり交通対策と災害対策でございます。警察のみではどうしても処理できない事務につきまして、陸運局とかあるいは地方建設局等の関係行政機関との密接な連絡調整を行なう必要があるものでございます。最近におきます各行政の現状から見まして、警察がこれらの関係行政機関と個々に協議連絡を行なうというところは、やはり非常に非効率でありまして、関係行政機関が一堂に会しまして必要な協議連絡を行なうことによりまして、一そう能率的效果的な運営が期待されると思っております。次第でございます。

○華山委員 そうしますと、災害問題について県及び各官庁との連絡をこの会議を通じて密接にいたしたい、こういうのがさしあたっての問題だと言われるわけでございますか。

自治省に伺いますが、府県のほうからは警察の問題につきましてもどういふ問題が提議されるだろうかということをご予想されておりますか。

○松島政府委員 ただいま警察庁官房長からお答えがございましたように、交通の問題等はもろもろ警察において取り締まりその他規制の面を担当しておりますけれども、これが円滑にいけますように、道路の問題あるいは運輸行政の問題、いろいろな問題に関連するわけでございます。地方自治団体といたしましては、そういうもののすべてを含めて県民の交通の安全とか、あるいは交通の円滑な運営とかというものについて重大な関心を持っておるわけでございますので、そういう面を中心にして、やはりこの連絡会議において協議をしていただくということにならうかと思っております。

また災害の問題につきましても、ただいまお答えがございましたように、災害の起きるということとは結局県民の皆さんに直接の問題でございますので、そういう問題につきましては、警察警備の問題のみならず、河川の問題、あるいは災害時における交通の問題、あるいは輸送の問題、いろ

いろな面から関連をしてくるわけでございまして、そういう面から、やはり警察にもこの会議においていろいろと御協議をいただくかなければならぬ問題があるかと考えております。

○華山委員 警察庁の方にお伺いいたしますが、管区長はこの会議に列席いたしました完全に警察の意見を代表して十分に各府県知事と協議をする、連絡をする、そういうことのできる権限を持っておりますか。お伺いいたします。

○浜中政府委員 管区の警察局長は国の地方機関でございますから、その分掌いたします事項につきましては、警察を代表いたしました十分に知事とお話しできることになっております。

○華山委員 官制上どうなっておりますか。

○華山委員 いまお聞きしたことを総括してここで言う必要はないかと思ひますけれども、私の経験にりましますれば、私は山形におりましたけれども、仙台管区の管区長は、知事や私に對しまして、失礼だという意味ではございませんが、一度も御相談においでになったことはない、そういうふうなことでありまして、これはいけないというのじゃない。警察というものはそういうべきものなにかもしれない。しかし、知事というものは、管区長というものは、そんなに密接な関係はございません。ほんとは私はお会いしたことがない。おいでになったときにごあいさつにはお会いになりますけれども、お会いしたことがない。そういうふうな状態でございます。私は、この連絡会議に管区長がおいでになる、そういうふうなことでほんとうによくできるものかどうか、非常に問題があると思ひます。有効にこれをお使いになるのだとするならば、よほどいままでの考え、管区長の権限をうんと拡大しなければ私にはできないと思ひます。こういう点につきまして私の所感だけを述べまして、次に行政管理庁の方にお伺いいたします。

○山口政府委員 行政管理庁におきましては、国の出先を含めまして、各行政機関の業務の実施状況を監察いたしますこと、各公団、公社、事業団等の業務並びに国の委任または補助にかかっております業務、これらを調査いたしますこと、第三に各行政機関の業務等につきまします苦情のあつせんをいたすという三つの仕事をいたしてございまして、これらの仕事を分掌させますために各管区に管区監察局を置き、管区監察局長をして指揮をさしておるのでございます。直接には国の行政機関に關する監察が大部分でございますが、しかし、国の行政機関自体が、現在におきましては、農林省関係の地方農政局におきまして、あるいは通産省関係の通商産業局におかれまして、あるいは運輸省関係の陸運局におかれまして、建設省関係の地方建設省におかれまして、それぞれブロック単位に仕事をしておられますので、したがって、これらの仕事はどのようになっているか、特に必要な総合調整の面から見てどのような点が改善されなければならないかというふうなことを常時計画的に監察いたしておるのでございます。したがって、監察のテーマといたしましては、たとえば最近におきましては都市開発に關する問題、あるいは保安林行政に關する問題、あるいは雇用対策に關する問題等、各省の広域的処理を必要とする問題がかなり監察のテーマとして取り上げられてきております。これらを監察いたした任務で、各ブロックにおきましてこれを担当いたしておりますの行政管理監察局でございます。

○華山委員 私のお聞きしたいことは、今度の法案によりまして連絡会議ができる、そこに出席の行政監察局長が御出席になる。広域行政につきまして、現在管理庁としては具体的にどういふ点をお考えになっているのか、そういう点をお伺いいたしておるのでございますが、お聞きいたし

たいと思います。

○山口政府委員 行政管理局の計画いたします監察は、そのつどテーマを選びまして、政府の重要施策に連なる問題をとらえて監察をいたしてあります。したがって、特にさしあたりいまだの点を問題にするというふうなものを列挙いたしますことは困難でございますが、ただ考え方といましては、最近の仕事が広域を単位に各省とも進められておる分野が多いのでございまして、その仕事の進め方がいかにすればよりよくなるかという点に着眼をいたしまして、そのときどきの計画を立案いたすわけでございます。具体的例といましては、先ほど申しましたような雇用対策、あるいは保安林の問題、あるいは都市開発というふうな問題がさしあたり最近の事例としてはあげられるかと思ひます。

○華山委員 いまのようなお仕事につきまして、この連絡会議といふものは何か役に立ちますか。
○山口政府委員 私どもの管区監察局におきまして監察をいたしました結果を、やはり絶えず実現に向かつて推進していくことが必要でございます。同時に、また将来どういふ問題を具体的に取上げべきかといふことにつきまして、絶えず地方の状況を把握しておく必要がございますので、その双方をこれらの管区におきまして監察局長が十分にお話しする、あるいはお話しを伺うということは、私どもの仕事にとりまして非常に有益であると考えております。

○華山委員 各知事に対して、そういうふうな会議でこの地方の出先機関はそういうことを報告する、あるいは報告でないかもしれないが、注意をする、そういうふうな権限、そういうものがございまして、一応出先機関は調査が主なんであつて、小さな苦情処理等につきましては、いわゆる報告等をなさいますけれども、調査が主であつて、その調査をまとめて、そして管理庁がそれを政府に対して要請するというのが筋のようになつておられます。出先の機関が各知事等の集まりにおきまして、そういうふうなことを申し述べる、

本庁とは離れて申し述べる、そういうことができない仕組みに相なつておりますかどうか伺ひたい。

○山口政府委員 お話しのとおり、行政管理局の業務の対象は国の機関でございます。したがつて、直接には国の機関並びに国の出先機関を対象として監察をいたしてあります。ただ、地方に連なる問題といつたしましては、国が補助金を出してやつておる仕事、これはかなり府県にたくさんあることと思ひますが、並びに国が委任をしておる仕事、こういう仕事につきましては地方公共団体とのつながりがございまして、それらにつきまして調査をいたしました結果はやはり国に対して報告をする。自治省なり、大蔵省なり、それぞれ御関係の国の役所に対して報告をし、あるいは意見を申し述べるといふことになつておりますので、直接の関連はございません。しかし、現在の行政が非常に、ことに地方におきましては国と地方公共団体との結びつきが密接でございまして、国のやり方がいかに悪いかといふことは、すなわち地方に対していろいろな影響を与えるわけでございます。補助金にいたしましては、非常にこまかい補助金がいふくか、あるいは地方で必ずしも必要としない補助金の場合によつては押しつけられるというふうな事態が、これまでの監察でも出ておるのでございまして、そういう問題につきましては、それらの事実を調べて國に報告をする。そのことは、すなわち間接に地方に対して御意見を申し上げる、あるいは御援助を申し上げるということになるのではないかと思ひます。お話のいうことになつております。

○華山委員 たいだいまお話しになりましたことと広域行政とはどういふ關係を現在お持ちでございまして、伺ひたいのでございまして。

○山口政府委員 国の行政自体が、現在国の地方支分部局の構成からいいますと、広域単位になつておる分野がかなり多いわけでございます。したがつて、国の地方支分部局を通じて行なつております仕事を地方において見るというこ

とは、行政管理局の仕事と広域行政との結びつきがそこにあるというふうな考へております。

○華山委員 決して行政管理局からいふでなつた方を追及するわけじゃございませんが、私には、この連絡会議と行政管理局との関連がよくわかりません。また、私の経験を申し上げますことは恐縮でございますけれども、私が府県におりました際、行政管理局との關係はほとんどないといつてよろしい。私の経験する限りにおきましては、行政管理局から府県知事に対して報告、あるいは正式のものでなくとも、内密のいろいろな点におきましてお話しあつたこともない。ただ、いろいろな状態につきまして、行政管理局が府県の出先からいろいろな調査をなすつておるという話は聞いたことあります。そういうふうなことで、いままでお聞きいたしてましたけれども、行政管理局と府県知事との關係、したがつてこの連合体との關係といふのは、まことに私は了解ができません。が實際でございまして。

自治省の方に伺ひますが、府県側からは、この行政管理局に対して、このたびお考えになつておる協議会でございまして、このたびお考えになつておる協議会でございまして、どういふふうなものがお出ると予想されておりますか。

○松島政府委員 たいだいま行政管理局の局長さんからお答えがございましたように、行政監察局は国の機関の行政監察をされるわけでございます。その限りにおきましては、実体的な行政と申しますか、橋をどうするか、川をどうするかといふことを直接やつておられるわけはございません。しかしながら、各省がやつておられますいろいろな仕事につきまして、あるいは競合關係があつたり、あるいは空白の部分があつたりといふようなことから、全体の行政が円滑に進まないう点につきましては、府県としても改善をしてもらいたいという要望を強く持つておるわけでございます。そういう問題がこの行政連絡会議において行政監察局においてもそれを一つの材料とされま

して、改善の方向を打ち出されるというふうなこともなり得ると考へるわけでございます。そういった意味におきましては、国の行政機関相互間の調整をとりながら行政が円滑にいくように、あるいは地方団体の意見を取り入れて行政監察をやつていただくというところに、この會議に加わつていただく意味があるのではないか、かように考へております。

○華山委員 たいだいま自治省のおっしゃつたようなことにつきまして、出先の機関は命ぜられなくとも調査をするだけのことが出来ますかどうかです。重点的な問題を持つて調査をしているのが實際であると思ひますけれども、いかがなものでありますか、お伺ひいたします。

○山口政府委員 行政管理局といたしましては、重点的な項目を立てまして、全国を通じて監察をするのがたてまえでございまして、ただし、特に地方におきまして、府県の内部におきまして、府県だけの問題で、しかも監察の対象となるような問題がございまして、その場合には地方監察と称しまして、府県限りの監察もあわせてやつております。

○華山委員 私、あまりよく納得できませんが、おいでになりましたので、時間もあるようでございますから、関連いたしましてお伺ひいたしますが、臨時行政調査会の答申がございまして、それを実際の施行に移す面につきましては、行政管理局はいま事務的補助機関として御關係がございまして。

○山口政府委員 事務的補助機関といたしましては、私は行政監察局長でございまして、行政管理局においてその方面の仕事をやつております。○華山委員 そういたしますと、現在臨時行政調査会のほうで広域行政に関する報告がございまして、あの点につきましてはあまり御存じございませんか。

○山口政府委員 報告の内容は承知いたしております。臨時行政調査会の御意見に対する全体の進め方に対しては、すでに昨日も總理から予算

委員会で御答弁があつたのでございまして、問題を逐次取り上げて実施に移すということになっております。

○華山委員 広域行政に関する報告が出ておりますけれども、これにつきましてはどの程度進捗しておられますか。また、これが実行に移される可能性がございませうか。そういう点につきまして、将来の見通し等につきまして、あるいは事務当局といたしましては困難な問題もございませうから十分お伺いできませんが、御承知の範囲内でお伺いさせていただきます。

○山口政府委員 私承知しております範囲におきましては、広域行政に関する臨時行政調査会の答申は、主として開発行政を中心とした広域行政の取り扱いを将来どうするか、したがって、それに必要な政府の組織をどうするかというような問題が中心になって御意見が出ておるのでございませう。この問題につきましては、きわめて重要な問題でございませうが、とりあえずそれに触れる問題といたしまして、東京都を中心とする首都圏の開発をどのような形式でやっていくか、そのためにどういふ行政機構が必要であり、現在の首都圏整備委員会がどのように改革されなければならないかということと、とりあえず第一着手の問題として現在事務当局において取り上げ、さらにこれを内閣の行政改革本部にかけ、さらに政府として閣議にかけまして、いずれ御審議をわすらわず段階にいくかと思ひます。広域行政の關係におきましては、まずその問題が取り上げられております。さらに首都圏を含めまして全国的な総合開発の問題につきましては、臨時行政調査会の御意見自体も、まず首都圏の問題を重点を置いて先行的に取り上げてもらいたいという御意向でございませうので、その線に沿ってやっておりまして、それ以外の開発行政全体の問題、総合開発等の問題につきましては、それに続きましてさらに検討を重ね、ただいま申し上げました手続を踏みまして御審議をわすらわずような時期がくると考えております。現在の状況はそういう状況でございませう。

○華山委員 私、あの報告を見まして、政府のほうで直ちに実行するのには困難な問題はないと思ひますけれども、なかなか困難なようでもございませう。どういふ点が困難なのか私にはよくわからないうのでございませうが、何か困難がございませうか。

○山口政府委員 臨時行政調査会の御答申は十六項目にわたっておりまして、しかも国の行政機構並びに運営の全般にわたる、非常に膨大な範囲とまた深さを持った御答申でございませう。したがって、その御意見を十分に尊重しながらやっていくということにつきましては、私どもも日夜努力をいたしておるわけでもございませうが、やはり相互に関連はございませうが、一度に十六項目全部というわけにもまいりませんので、その間に順序をつけまして、必要なものから次々に御審議をわすらわしていきたいというふうに考えております。

○華山委員 あの報告の中には、広域行政のために、これを担当するところの各省から一つぬきんでたと申しますか、上というわけではありませうが、制度、監察官というか、管理官といひますか、そういうふうなものを置くというふうに書いてございませう。その点はいま何か研究中でございませうか。

○山口政府委員 広域内の行政の調整をするための調整官、そういうものの必要性を強く指摘しておられます。広域行政につきましては、特に私どもも総合調整ということが非常に必要な機能であるというふうに考えております。これを臨時行政調査会の御答申の線に沿っていかにか具体的に、いかなる制度を設け、いかなる法律をつくっていくかということにつきましては、ただいままだ作業中でございまして、これを行政改革本部にかけ、また先ほど申しましたような政府内部の手続を逐次かけてまいりたいと思つております。現在事務的にその線に沿って作業をしている段階でございませう。

○華山委員 私は、こういう法案は、そういう国の調整官等ができたあとでがっちり考えたほうが良いと思ひます。ひとつそういう意味におきましても、調整官等の臨時行政調査会の提案はすみやかに実施されるようにお願いをいたしたいのでございませうが、そのほうがむしろ先行すべき問題ではないか。そしてそれらと府県との間、国の各機関との間を、そういう調整官によってやるのが先決の問題ではないだろうか、こんなふうにも考へてお尋ねしたようなわけでございまして、評論は避けたいと思ひますけれども、この法案の会議と行政管理局との関連が私はまことに薄いものじやないか、こういう印象を受けましたことを申し述べたいと思ひます。

それでは大蔵省の係官の方にお願ひいたしたいのでございませうが、先ほどと同じような御質問をいたしますけれども、大蔵省のほうといたしまして、現在所管の中で広域行政というものにつきまして、各地方別に、ブロック別にどういふふうな具体的な問題をかかえておられますか、その点を伺いたしたいと思います。

○谷村政府委員 大蔵省は、地方出先機関といたしまして、財務局、それから国税局、税関という三つの系統を持っております。広域行政と広く申されましても、大蔵省のやっております税金の賦課徴収というふうなことは、たとえばこれは全国的にできるだけ平等に公平に開通しないようにやっていくというふうなことでございませうが、しかし、いわゆる地方公共団体との直接の関連は国税の賦課徴収の面ではそうございませう。立法問題、制度問題としては非常にございませうことは御承知のとおりでございませう。いま仰せになりました広域行政との関連においてどのようなものがあるかというふうに言われましても、やはり第一番には財務局というのをあげねばならないと思ひます。税関につきましては、やはりこれは関税の賦課徴収でございまして、いわゆる地方的な、都道府県との直接の関連のある問題ではございませう。ただ先ほど警察の官房長も言われましたように、さらに麻薬取締り締まりといったようなことが神戸、京浜地区を中心にいたしまして、あるいは北九州地区を中心に大々的に広げられる

といったような場合には、やはり麻薬取締りの一環としての税関というものもこれに参加いたすこともございませうけれども、これはまあ經常的ないはば業務、行政としてのつながりにはならないかと思ひます。そういう意味で財務局というのが一番いわゆる地方公共団体の、特に都道府県の方々とのお集まりの席で常に密接な連絡を保ち、仕事の上でも連絡を保つていかなければならない役所であらうかと思ひます。

○華山委員 広域行政、広域開発ということを中心にしたしましてこの法案が出ておりますが、これに関連いたしまして、具体的に財務局というものが、あるいは財務局を通じて大蔵省が、どういふ問題をも具体的にかかえておられるか、そういう点をお伺ひいたしたいのでございませう。

○谷村政府委員 財務局のやっております仕事をわかりやすく大きく分けてみますと、一つは金融機関や証券業者といったような金融機関の監督行政であります。それからもう一つは、国有財産の管理処分というふうな仕事をやっております。それからもう一つは、国の予算の執行にあつて必要な調査もあれば、またその執行に際しての具体的金額の査定なり何なりに参加するといふふうなこともございませう。それから最後に、これは民間金融機関を監督するといふことでなくて、国が資金運用部の郵便貯金その他の金を預かつてそれを運用する仕事としての地方における事務の処理がございませう。

さて、こういうことから考へて、どういふ問題が主として地方の開発の問題等に関連していわゆる広域行政といわれるものにつながっていくかというふうに考へてみますと、これはむしろ言うまでもなく、常時緊密な連絡をそれぞれ地方の方々ととつて、お互いに情勢を知つており、問題を知つておるということの必要性はさることながら、それは具体的な問題ではなくて一般的抽象的なことになりまして、具体的なこととして考へてみますと、やはり一つは予算の執行なり何なりの問題において、たとえば内容が二県にまたがった

り数県にまたがったりするような公共事業が行なわれず、そのことについて、それがどういふふうに進捗していくか、どういふふうな問題がそこにあるかというふうなことを、いわば予算の細部に立ちまわって、よく現地の状況を知っておくことが必要であらうかと思ひます。何もこれは具体的に何かの処分をするとか、措置をするとかいうことではないかと思ひますが、そういう問題が起これると思ひます。

あるいはまた災害復旧というふうなことが問題になりました際には、かりにこれが数県にまたがるような問題でありますと、やはりそれぞれの間のバランスということも考へて、災害復旧に必要な経費の査定には、それぞれ現地の方々を行きともしに参加しなければならぬと思ひます。そういうふうなときのお互いの考へ方、ものの扱ひ方なんかについては、よくお互いに連絡しておき、必要があるのではないかと思ひます。こういうことが一つの例です。

あるいはもう一つ例があげられると思ひます。あるいは、何か一つの大きな工場敷地の移転なり、あるいは団地の建設なり、あるいは学校の移転なり、あるいはここに道路をつけたとか、いろいろな土地にからむ問題が出てきました際に、あそここの国有財産をここのほうに交換して、それでここの土地を今度国有に移して、その土地をうまくここのほうに利用しようじやないかというふうな土地利用にからむ問題が出てきました際に、国有財産というものがその間に介在しておいて、しかも通常であればある都道府県のそれぞれの中の問題として処理されるような事柄が、かりに数県にわたってここの土地問題の相互利用を考へようというふうなことになるか、そこに関連も出てくるというふうなことが具体的にあらうかと思ひます。

それからまた、たとえば金融の問題にいたしましても、地方銀行なりあるいは国の政府機関である銀行なりのいろいろな金融のやり方なり動かし方なりについて、それがはたして地方の動き方と

りまく密接に関連して動いているかどうかというふうなことを常時把握しておくことは必要でございまいしょう。

こゝにいたつたようなことで、現実に現在でもそれぞれの都道府県とも御連絡申し上げ、また、ときにいろいろな機会に広くお集まりがあれば、そういうところにも参加していただいていることだと思ひます。こゝにございませうが、大蔵省のやることは積極的にこゝから——いわゆる事業官庁ではございませうから、何かどうかしたいけれども、この問題をどう解決してくれるかというふうなふうに申し上げることはなと思ひますけれども、いわば受け身と申しては恐縮でございませうが、何か関連する問題があればいろいろ御連絡申し上げますことも多いかと思ひます。

○華山委員 たいへんいままでやっていることであつて、特別にこの会議ができたからといつてその点がうまくなつて進歩というふうな性質のものではないと思ひます。この会議におきまして、大蔵省関係といたしまして最も重要なことは、いろいろの負担金の問題、地方財政措置の問題、超過負担の問題、そういう問題が地方行政連絡会議の知事の間に出てくるだらうと思ひます。これがまた一番知事の会議といたしましては、知事の集まりとしては重要な問題になると思ひます。こゝにございませうが、これらにつきまして財務局長は、これに對しまして、応対、折衝、そういうふうなことがございまいしょうか、どうですか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○谷村政府委員 地方財政あるいは国の財政、いろいろむずかしい問題があることは御指摘のとおりであります。現在の体制では、地方の財務局長は、国の予算の編成につきましても、できるだけ地方の実情を十分に把握してそれを中央に申達する、意見を具申する、そういうたてまえでございまして、現地において何か処理するということは、予算編成の前提としてのいろいろな問題についてはございませう。

○華山委員 そういたしますと、この会議におき

ましてそういう問題が起きた場合には、ただ陳情を受ける、そういうだけでございませうね。

○谷村政府委員 具体的な例になるかどうか存じませんが、たとえば一般に予算編成の前提としての負担割合あるいは補助率の問題、そういうふうなものが出てまいりました際には、それはその場で予算編成するわけではございませうから、これはやはり本省のほうに取り次ぐ。ただし、陳情を受け継ぐというおことばでございませうけれども、それは実情をよく承つて、それについての自分としての考へ方も添えて、そうして本省に伝える。もしそれが必要であるというのであれば、極力その実現をはかるように本省に對しても働きかけるというところであらうと思ひます。単なる電話がわりに取り次ぐというだけのものではないと思ひます。

それから具体的に、もし災害の立会査定みたいな場合に、具体的な単価が幾らかというふうなことになるまいとすると、これは地方においても相当処理できると思ひます。

○華山委員 そういうふうな問題につきましても、これはむしろ本省と知事会、そういうふうなものが交渉すればいい問題であつて、各地方のブロックの知事が集まりまして協議をして、そして陳情——ということばが悪ければ財務局長に交渉するということばでは何ともならないのじやないか。いままでそういうふうなことで地方におきまして財務局長がほんとうに本腰を入れて地方の財政の問題、国の予算と関連のあるところの財政の問題、あるいは超過負担の問題、負担割合の問題等につきましても、ほんとうに真剣に取り組んでいられますかどうか、お伺いしたい。

○谷村政府委員 国と地方団体との間の全体の問題について、すべてにわたつてやっているというところではないと思ひますけれども、具体的な個々の問題なり、あるいはそれに連なってくる金銭との関連等につきましても、財務局長から意見を述べられた例はたくさんございませう。また、その意見のうちで、われわれとしても、中央の、たと

えば主計局のほうにいたしまして傾聴いたした例もあると存じます。

○華山委員 ただいまおっしゃつたのは具体的な一つの問題じやございませうか。一般的な、大蔵省といひますか、国といひますか、そういうふうな政策の問題としてお考へになったことがございませうかどうか。私は、財務局長会議等におきまして、そういう問題を議題としてお取り上げになったことは、大蔵省は一べんもない。そう思ひまして、この会議を通じて、そういうふうな最も大蔵省に關係のあると思われる問題につきましても、効果は上がらない、私はこういうふうな解釈せざるを得ないのでございませうけれども、何か今後大蔵省はこの会議を大いに活用したい、ここから出てきたところの意見、そういうふうなものにつきましても十分に活用してやる、こういうふうなお気持ちでもございませうか。

○谷村政府委員 この会議がございませう、いままでと違つて、急にいろいろ、何と申しますか、態度をひるがへして、よくするといふわけのものはございませう。従来とも私どもは、できるだけ地方の実情をよく把握し、それを中央の施策に反映させるようにと思つておつたわけではございませうが、こういう会議ができれば、なおさらそういうことについてのお互いの意思の疎通なり意見の交換はスムーズにいくかと思ひます。ただ、いま例として申し上げる予算の關係のことをあげられましたが、たゞ、ある場合、災害などが起つたときに、地方の金融問題をどうするかといったような話が出ましたときでも、地方団体といたしまして、都道府県知事といたしましては、やはり地域内のそういう一たつた問題については非常な関心を持っておられるわけでありませうから、そういうことについていろいろ御連絡もございませうし、たとえば、ちよつと一つの例を申し上げますと、北九州地区で産炭地關係の問題がいろいろ出ましたようなときには、財務局長の財務部長でありましたか、あるいは局長でありましたか、それが常に対策の

協議会でございますか、何という名前をとって

おりましたか、

いろいろお話をしておたことも記憶いたしてお

りますし、予算関係のことは、おっしゃるとおり

非常に重要な問題でございますが、それだけが必

ずしも重点ではないというふうに思っております。

○華山委員 いまお答えの点は、私もよく存じて

おります。災害の場合の各府県の出先の何とい

いますか、そういったふうなお役所あるいは財務

局、そういったことにつきまして府県がいろいろお

願いを申し上げていろいろ御協力いただいている

ということ、私もよく存じております。しか

し、そういう点が、この会議において進むであ

ろというふうなことは、私はちょっと考えられま

せん。そういう点でお願いしたようなわけであ

ったのでございますが、なお、先ほどお話しになり

ました点で、この本質の問題ではないかと思いま

すが、官房長に御注意と言つては失礼でございま

すが申し上げたいと思ひますが、地方の出先は国

税局でございますね。

○谷村政府委員 財務局のほかにござい

は、国税局と税関でございます。

○華山委員 国税局があまり地方とは関係がない

というところをおっしゃいましたけれども、財務局

よりも国税局のほうがむしろ府県には関係が深い

のでございませう。そして実際上、国税局と府県の

間には協議会をつくつてゐる。私もその協議会に

出席をいたしました。と申しますのは、地方税と

国税との間に協議がなければいけない。その間に

評価その他の点についてそこがあらはれないけな

い。そういう点から非常に密接な関係がある。そ

れから密接な関係があるという点につきまして非

常に密接な関係があるようでありまして、国税局

はあまり地方公共団体とは関係がないのだという

ふうにお答えのようでございますから、もちろ

ん御承知のことかと思ひますけれども、申し上げ

ておきます。

○谷村政府委員 華山委員の仰せのとおり、私の

ものの言ひ方にやや粗漏がございまして、ありが

とうございませう。

私の申し上つたことは、いわゆる広域行政的

な問題として国税局のほうの仕事あるいは税務署

のほうの仕事は、こういう会議を通じていわば行

政の執行の問題としてあるというよりは、もう少し

具体的な、上のほうでは制度的な問題として、一

番下のほうでは実体的な問題としてあるのではな

いかという意味でございませう。私の言

ひ方がやや不正確でございました。御注意のとお

り非常に密接な関係を持っておりますので、これ

はまたそういうこととしていろいろよろしくお願

いしなればならないと思つております。

○華山委員 自治省の方に伺ひますが、国税局を

この中に納入しなかつたのはどういふこと

でございませうか。

○松島政府委員 国税局は、いまお話しもござい

まして、課税業務を行ないます場合等におきまして

は密接な関係がございませう。これは、御指摘のと

りでございます。現在、私は、私から申し上げるま

でもなく御承知のとおり、所得を課税標準にいたし

ております事業税でございませうか、あるいは市

町村民税でございませうかというふうな地方税につ

きましては、国税の所得計算と原則的には同一歩

調でいくというふうな関係もございまして、そう

いった面でも密接な関係がございませう。ただそれ

は、そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

す。そこにおきましていろいろの広域行政と申しま

○田川委員　普通の場合は、法律でどうかしれ
ませんけれども、その民間会社が所在市町村の国
有財産を利用するといふような場合には、大体市
町村にも相談されると思います。市町村の都市

計画であるとかいろいろな関係があるし、大体いまままで行なわれている慣習であると私は思います。そういう意味で、かりに民間会社が国有財産を利用する場合には、必ず所在の市町村、府県などに相談される。そういう意味で私は非常に関係があるのではないかと思うのです。

それ以外に旧軍用財産、この場合には、たとえば神奈川県横須賀市のような都市における国有財産を民間会社払い下げられる場合には、これはたゞしか法律で規定されているんじゃないか。市町村の意見書を付すとか、あるいは相談するとかいうようなことが規定されているように思いますけれども、その点はいかがですか。

○谷村政府委員 所管でございますので、こまかいことは覚えておりませんが、たしか軍用地でありましたところの転換につきましては、特別の法律もあり、いわばそれが地元の産業政策、地域振興策とも連なってくるということもございまして、いま仰せになりましたような措置をとるようには、法律でも特別の規定があつたように記憶いたしております。

一般的な場合には、事柄の大小によるかと思いますが、やはり町のまん中に工場ができてしまつたりすると困るというようなこともありましようし、当該国有財産の払い下げにあたりましては、その用途その他も考えなければならぬわけでございますが、大体一定規模以上の国有財産の払い下げにつきましては、地方公共団体の方も参加していただいております国有財産の処分に関する審議会がそれぞれ地方に設けられておりまして、そこで大きな問題は必ず地方の方々の御意見も何つて処理するというふうにしておるのが現状だと思つております。

○谷村政府委員 国有財産は、大きく分けまし

て、行政財産と普通財産とがござりますが、行政財産につきましては、たとえばこの霞ヶ関辺にあき地があつてもつたないじゃないかとおつしやる方もおれば、せめて国会のまわりだけは少しあき地をとつて広場にしておいたほうがいいんじゃないかというような御意見も、いろいろあると思います。しかし、たとえば霞ヶ関付近を中心としたしまして新しい官庁街をつくり、従来各所にばらばらにあつたようなものはこれを立体化して、できるだけ高度に利用していくようにしよう、たとえば議員会館なんかその一例でござりますが、そういう考え方はとつておるのでございまして、あるいはまた、東京都内に大きな研究所の敷地があるのもつたないから、これはどこかもつと別のところに持つていって、そこを利用したらいいじゃないか、あるいは大学移転問題とか、いろいろいわれておりますだけに、やはり行政財産の近代的な有効な利用ということについては、まだまだいろいろ考えなければならぬ点があるかと存じます。

それから普通財産につきましては、いわゆる旧軍用財産をはじめとしまして、できるだけ転換するように努力してまいりまして、あるものは産業施設に、あるものは住宅施設、学校等かなり転用ができたと思うのでございますけれども、やはり時世の推移によりまして、常に必ずしも全幅的に普通財産がうまく管理利用されているとは限りません。たとえば、もうすでに昔のことになってしまいましたが、その当時は、バラックでも建てて、とにかく人を入れればよいと思つて貸し付けておいたものが、そのまま広いところにばらばらつとバラックが建つてしまつて、しかもそこに一種の借地権関係が成立してしまつてどうにもならな

○田川委員 行政財産より普通財産にそらいうう

まくいいてないところがあるというお話でございますけれども、私は逆に思っている。むしろ行政財産のはりに、戦後後のださくさにまぎれていろいろ不都合な利用が行なわれているんじゃないか。たとえば河川敷を利用してゴルフ場が至るところにできています。それから海岸敷に別荘を建てたり、北海道なんかに行きますと、河川敷が旅館や温泉に非常に安い価格で利用されている。そういうことは行政財産の中に多いと私は思うのですが、そういう点をもっと少し厳正にやっていくには、やはり河川敷にたとえれば、建設省とも連絡しなければならぬ。当該地方公共団体とも連絡しなければならぬ。私はそういう意味で地方行政連絡会議というものは非常に意義があるような気がするのですが、いかがですか。

○谷村政府委員 御指摘のように、海岸とか河川とか、第一次的には大蔵省が所管いたしております。せん財産がございます。昨年国有財産法を改正いたしましたので、大蔵大臣の総括権を、強化ということとことが悪うございますが、強くいたしましたので、各省各庁に財産の有効利用をもっと考えるようにということが、閣議を通じてお願いできるような体制ができましたことも、御指摘のような御意見に基づいてのことと思います。おっしゃるとおり、非常にいい御忠告と申しますか、お話をいただきましたまして、私どもも、地方の出先の各省各庁の機関及び都道府県を通じて、そういう点についての国有財産のより一そう有効な利用に心がけるように、せっかくの御忠告ありがたくお受けしたいと思います。

○田川委員 ついでにもう一つお聞きたいのですが、現在所屬不明の未利用地、いわゆる青地と

○谷村政府委員 未利用地という意味でなくて、

所屬不明と申しますか、土地台帳にもはつきりしない、どこにどうなっているのか、大蔵省の管財行政として、よく処理始末ができていない土地という意味でございますと、私の聞いておりますところでは、件数にしてたくさんあるようでございます。大正何年以來どうにも手がつかないでほつてあるというようなところも、申しわけございませんが、あるようでございます。ただし、これは価額あるいは坪面積等にいたしてみますと、これはさようにたくさんございません。非常に処分等につきまして、まだうまくできないで、どこの土地やら、どこが境界線やらどうなっているのやらということがわからないという意味での土地でございますと、件数はごちゃごちゃでございますが、金額としては多くございません。おっしゃる意味が、もしその未利用のままで、どう使っているかわからない。実態はちゃんと把握しておるけれども、どう使おうかと思つてゐるような土地であれば、あるいはこれは坪数、金額等においても大きなものが所々にあるかも存じません。ちよつと私は、その点についてはよくわかつておりません。

○田川委員 件数も相当あるはずですけれども、面積も、未利用を含めて、利用されている面も含めて、全部含めて所属不明のいわゆる膏地というのは相当全国にある。価額にしても相当なものだと思ひます。静岡県が全国で一番多いと私は思うのですけれども、私がちょっと何かで見た資料によりますと、少なくとも静岡県だけでも方を下らない坪数だと思ふ。これをもう少し明らかにすべきじゃないかと私は思う。おたくで出しておられる国有財産白書を読んでも、所属不明の土地が相当ある。現在それを調べつつあるけれども、なかなか財政上うまくいかないという意味のことが書

なければならぬ。そういうようなことであれば、関係のない多数の県が集まってくる、ばく然としたところから協議会等で済まされるものではないのではないか、そういうふうな考えです。この問題につきましても私は私ばかりでなくて建設省にはもつとあるだろうと思ひます。しかし先ほど申しましたように、これがためには、どうしても解決しなくちゃいけないという問題は、関係府県が集まって、そして一年がかりでも毎晩でも協議をして、ととのえるということが必要なんであつて、こういうふうな抽象的な会議で解決しようたつて無理ではないですか、あなたの実感を伺いたたい。

○山路説明員 いま御指摘がございましたように、相当重要な問題になりますれば、そのための特に協議というふうなことがなければ、なかなかまとまていかない、過去のいろいろな工事の事情もそのようであります。ただ、いま申し上げました例のようなもので、そこまで各県の利害とかあるいは各省の行政の交錯がそれほどでもないといったようなものもあるだろうと思ひわけでございます。そういうものは、こういう場合におきまして解決できるものもあるのではないかと、かように考えます。

○華山委員 先ほどから各省の方においで願つてお聞きいたしますと、考えられる、考えてみる、こういうことがあるというふうな御答弁が出てくるわけでございますが、これは自治省の方に申し上げておるのであります、あまり各省がこの問題について真剣に取り組んでいないのではないかと、という印象を受けます。

それでは農林省の方にお伺いいたしますが、先ほど基本的なことは本省でできるのだ、実施の面については現地に移すのだ、こういうお答えでございますが、各知事が集まって、そしてこれを協議するということであれば、これは基本的計画なんであつて、そういう実施の面について知事を集めてみたところがないのではないかと、

知事はそんなこと知りません。知っておるのは農林部の耕地課長なりあるいはそういう方々、そういう方々を集めて農林省の会議をなさればよろしい、また現になすつておる。こういう会議に知事等を集めて協議をするといったつて何ともならぬのではないかと、思ひますが、実行面につきましても、この会議はそういうあなたの御計画について有効でありますかどうか、伺いたたい。

○山路説明員 先ほど基本的な問題は本省と申し上げましたが、従来地方農政局ができてから数年の運営の実情であります、地方農政局が各県知事といろいろ個別の問題等につきましても協議等を行なつて事業を解決しておる例もいろいろございます。そういう意味におきまして、必ずしもいま申し上げましたような基本的な問題は中央と申し上げましたが、基本的な問題の中の程度によりましては、各地方農政局長と知事の段階でいろいろ協議して解決しておる問題も幾多ございます。で、そういう問題につきましても、やはりこういった会議の場というものが有効に働く場合もあるのではないかと、かように考えます。

○華山委員 場合もあるのではないかと、いうふうな、正直におっしゃるのでございますから、私はそれをとがめるわけではございませんけれども、そういうふうな考え方で法律をつくるということも私はいいかと思ひます。これは農林省に申し上げるのではありません。

それで農林省の出先の地方農政局でありますけれども、地方農政局というものは、抽象的な問題について、政治的な問題について、各知事と協議をして決定する、そういうふうな権限がございませうか。

○山路説明員 抽象的なというお尋ねでございますが、よく私あれなんですけれども、もちろん法律とかそういうふうなものに關連してまいります。そういうものでもございませう、これはあくまで本省のやることでございます。ただ、事業実行上のたとえば基本的計画、さらにその細部は関係部局、農政局あるいはいまお話のござい

した県の耕地課、こういったようなところが詰めるようなものを残したある程度基本的な計画といふものにつきます。これは、農政局長の権限に委譲されておるようなものもいろいろございませう。

○華山委員 私はあまり深く實際は存じておりませんけれども、これは知事の会議なんですよ。知事の会議で、この用水路をどういうふうな方法でどつちへ曲げるとか、そういうふうなことを知事に聞いてみたつて、知事はしよるが、ないのじゃないか。それで、ほんとに重要なことになつたならば、もうこれは地方を離れて中央と県庁との話し合いになるのじゃないか。現地で解決のできる問題といふのは非常に少ないのではないかと。また末端的な、むしろ技術者と農林省とが話し合つてきめるべき問題じゃないのか。そういうふうなことにございまして、この委員会をつくつてみても、農林省としてほんとに仕事を円滑な方向に向かうのかどうか、それから府県もこれによつて助かるのかどうか、非常に困難な問題は、これは困難な問題としてあくまでも残つております。中央の段階でも片づかない問題が多い。それを地方において片づけようとしたつて、これはできないことである。それから地方農政局のやる程度のことであるならば、これは知事が介入しなくても、部長會議でも聞いておやりになればできることなんです。

こういう中途はんばいのもので私は農林行政の進展、広域の農林行政の進展にはあまり役立たないような気持ちがいまして、これはお聞きしていいのかわかりませんが、私からお尋ねしたことにございまして、率直にどうお考えになりますか、お答えができるならば答えていたいただきたい。

○山路説明員 あるいは私からお答え申し上げるべきことではないのかもしれませんが、先ほど来申し上げておりますように、やはり個別の事業等の推進につきましても、お話のとおり、個別の事業につきましてもそれぞれ農林省あるいは地方農政局長、県知事、こういったようなもののおそらく個別の協議と申しますが、こういうふうな段階を

経なければならぬ。実現したい場合が多いと私も考えております。ただ、こういう場がございませうことは、しかし、農林省、地方農政局は広域的にいろいろ他の官庁の出先あるいは都道府県と密接な連絡をとつて万事仕事を進めていくように指導をしております。また、そういった広域的なものの見方を農林行政に織り込みますための理由を一部持つてできた組織でございませうから、農政局の運営の上におきましてこういう場がございませうことは有益ではあらう、かように考えております。

○華山委員 また農林省の方にお聞きするかもしれませんが、同じようなことを林野庁の方にお聞きいたしますが、広域行政といつたつて具体的にどういふ問題を林野庁はかかえて、かつ苦勞していらつたつてお聞きしたいと思ひます。

○黒河内説明員 お答えいたします。先生のお尋ねが具体的な問題といふことでありますから、それにしほりまして申し上げます。まず官林局の仕事といつたつて、もちろん国有林野の管理、経営をやつておりますが、そのほかに民有林を国が直轄治山事業をやつております。これは全国の重要河川上流地帯におきまして、しかもその受益が二府県以上におきまして、こういうふうな仕事を現実に行つておるわけでございます。したがって、私ももちろん現在実行の段階といつたつては、関係府県との地元負担金とか、そういうふうな問題で御相談をされておるわけですが、先ほど来いろいろお話がございませうに、そういうもののいろいろな計画を立案して関係各ブロックに、こういうものがございまして、どこから手をつけるとか、そういう各ブロックのいろいろな御要請をいろいろ話し合ひの場で、官林局長も入りまして御相談をし、それからもう一つは治山事業の場合には、御承知と思ひますが、建設省の砂防事業といふものとのいろいろ調整もございませう。そういうふうなことを具体的にやつております。それともう一つは、同じようなや

治山治水のことでございますが、保安林行政をやっております。保安林は、国有林における保安林の管理の問題というところもございまして。それは大体先生御承知のように、国有林は大体脊梁山岳地帯が国有林に入っております。したがって、そういう保安林の管理、経営いかなが、やはり下流の各府県の災害の予防と申しますか、水源涵養という点において非常な影響があるわけでございます。そういうようなことを現実の問題として私ども処理いたしておりますので、こういうような話し合いの場ができて、そうして各地方との計画なり事業採択のいろいろな御相談ができるというようなことはけっこうである、こういうふうに考えております。

○華山委員 何か私が御承知のようにと言われるのですから、私が前に何をやっていたか御承知の上でおっしゃられるのかもしれませんが、私も県で副知事をやっておりました。しかし、いまあなたがおっしゃるようなことにつきました。私は七年ほど副知事をやっておりましたが、一度も林務課とか農林部から話を聞いたことはございません。これはもう知事や副知事まで持ち出さなくてもいい程度のこと、しかるべく皆さんが御相談になつて善処しておいてくださったのだらうと私は思うのです。いまのような問題を、この法律で定めるところの堂々たる会議に持ち出して解決するといふふうなことは、私はこれはちよつと解しがたい。実際にこういうものがなくたってできていくんじやございせんか、やれるんじゃないですか。便利だとおっしゃいますけれども、何でもものは使いますから、便利なことはあると思いますが、こういうものがなければ困るという問題が具体的にございまして、お伺いしたい。

○黒河内説明員 私どもは現にやっておりますから、率直に申し上げますと、これがないと絶対に仕事ができないということじゃないと思っておりますけれども、しかし、私どもが申し上げるのは、こういうものができればよりベターに仕事の運びができるであらう、こういうことは申し上げられると思

うのです。

○華山委員 ただ私の経験から申しますと、いままで副知事や知事にも出てこなかった問題が、ただでさえも東奔西走している知事や副知事までこの問題が上がつてくるというふうなことは、私は不経済だと思ふ。私は、そういうふうなものは、私はいふふうなもので県庁にはりっぱな組織がある、そういうところでおやりになつたらいいと思ふ。それから両県にまたがると申しますけれども、両県にまたがる問題で現実には両県の間に紛争があつて何とも困るというふうなことがたびたびございまして、どうですか。ないことはございませんでしようけれども、しよつちやうあるものでございまして、どうですか。私はあまり聞きませんが、いかがなものでございませうか。

○黒河内説明員 両県の紛争というふうなことにつきましては、私のほうの所管といたしましては、そうあまりございせん。むしろ、これはたとえは自治省のほうのこと、ございませうけれども、境界の問題だとか、そういうふうなことはあるはあるかもしれないけれども、私のほうの仕事につきますと両県の紛争というふうな点はあまりございせん。

○華山委員 紛争というのは、私のことは悪かったでございますが、協議がととのわなくて困るということがございまして、

○黒河内説明員 ただいまのところ、特に私、大きい問題について聞いておることはございせん。

○華山委員 この会議ができましたので、それじゃひとつこういう問題をこの会議に相談してみようじゃないか、広域行政の立場から林野庁の所管のこういう問題を協議にかけてみようじゃないかという大きな問題でもございしたならば、承りたいと思ひますが、いかがでございますか。

○黒河内説明員 これは将来の問題でございまして、たとえば私も今後相当大規模の大規模な林道を、たとえば二府県以上にまたがつてつくる、しかもそれは従来の林道と違ひまして、相当地方

道的なそういう仕事もやりたい、こういう構想がございまして。そういう晩におきまして、それは各県個別に御相談すればいいではないかという御意見もあるかと思ひますが、やはり、たとえば東北ブロックなら東北ブロックにおいて、いろいろ各県だけの希望なり、たくさんあると思ひます。それを東北ブロックとしては、まずどこから重点的にやらすかと、そしてそういう場合の両県のたとえば負担区分をどうするか、そういう問題はやはり将来出てくると思ひます。そういう要請をどういう話し合いの場で、各県のトップクラスの方々が大乗の見地から御解決くださるというところは、私どもの今後のそういう仕事を円滑に進める上におきまして、非常に有効なことではないかというふうなことが一例でございまして。

○華山委員 私も、そういうお答えがあるだらうと思つてお聞きしたのでございしますが、しかし、それは東北各県の知事会議でも、お呼びになつて、おきめになればいい問題であつて、特にそのことのためにつくらなければいけないといふふうなものじゃないので、この会議がなくなつてできる問題ですね。お答えにならなくてもよろしゅうございしますが、私はそう思ひます。

それで地方庁の問題でございしますが、いままでお答えになりましたような、ことに最後の問題等もございしますが、これは管林局が会議のメンバーに入つてゐるわけでございますが、管林局は、そういう問題につきますと、全権限を持つて、この会議のメンバーとして、あるいは協議、あるいは討論、あるいは説明、そういうことができる権限を持つておられますか、どうですか。

○黒河内説明員 お答えいたします。現在やっております例の治山事業、それから国有林の保安林の管理、それから関連林道と申しまして、国有林、民有林を通じて、しかも二府県以上にまたがるそういう仕事の実施は、各管林局長が権限を持ち、私もやらしております。したがって、現時点において判断いたしましたけれども、そういう点についてこの会議の活用ということとは考えられる

のではないかと、こう考えております。

○華山委員 私も、将来におきまして、先ほどおっしゃいました山間地帯の林道を拡張していくという問題が地方とは非常に密接な関係を持つてゐるということは承知しております。その問題につきますと、いろいろな、地方との間にどこから始めるのだらうとか、分担金はどうするのだらうとか、そういうふうなことにつきまして、会議に出まして、管林局長が権限を持つてそこで話をきめることができるかどうかということをお聞きしたい。

○黒河内説明員 この問題、実は将来の私どもの構想でございまして、その場合に管林局長に権限を持たせてやらせるというのか、あるいはたとえば森林開発公団という公団がございしますが、そういう公団にやらせるのかどうかという点は、今後私ども検討をいたす問題でございまして。将来の問題としてはそういうことでございまして。

○華山委員 管林局というのは、大体におきまして現業官庁であつて、あまり政策というふうな面にはタッチしてない、そういう性質のものではないかと、私どもは思ひます。五現業の中の一つでもございまして、そういう性質のものではないかと、私どもは思ひます。お聞きいたします。

○黒河内説明員 お話のとおり、基本的性格といたしましては、国有林野の管理、経営を行なう現業官庁でございまして。ただ、その仕事の内容が、先ほど申し上げましたように、たとえば国土の保全の問題であるとか、そういうことに関連いたしました、地方の民生の安定と申しまして、あるいは産業の振興と申しまして、仕事の遂行上そういうことにきつめて大きな影響がございします。したがって、管林局といたしまして、現在各関係県にいろいろ御意向を聞きまして、先ほど申しましたような各県の利害にかかわりあるようなことは、地元関係県の御意見をお伺いして、極力円滑に仕事をしてゐる、こういうふうな私どもは指導しておりますし、現にそういうふうな方向で仕事もやつてゐると思ひます。

ます。

○華山委員 おつしやるとおりでございます。そのとおりによつておられます。ただし、それが両県にまたがるとか、広域行政と関係があるというふうな性質のものではない、またそれがきわめて薄いものであるというふうな気持ちでいたしております。

それでは農林省、林野庁の方について関連質問でもなければ、これでおしまいにいたします。

○秋山委員 簡単に一つだけ伺いたいと思ひますが、私どもが手元にいたっている資料を見ますと、地方行政連絡会議の区域と管林局の各局との違いがだいたいあるわけですが、たとえば名古屋管区に属する富山県が北陸に入つておるし、あるいはまた中国が全部大阪管区に入つておるわけですが、そうしますと、現在の大阪管林局が三つに分かれるのじゃないかという気もするわけですが、あるいはまた一人の局長が三つの会議にそれぞれ参画をしなければならぬのかという疑問が出てくると思ひますが、これらに対して職制上はどうなつてくるのか、簡単なことですが、お尋ね申し上げます。

同時にまた、さつぱくに考えますならば、今まで一つの局でこれだけのことができたものが、今度は三つに分かれなければならない、それだけ事務がふくそうしてくるのではないか、こういう気がするわけですが、そういうことを加味して考えますと、いままでよりもかえつてやりにくくなる面があるのではないか、こういう気持ちが出てくるわけですが、これらに關してのお心持を聞かしていただきたいと思ひます。

○黒河内説明員 確かに御指摘のように、本地方行政連絡会議の何と申しますか、この地域と、それから管林局の地域は相当違ひがございます。御指摘のように、たとえば中国等につきましては、私どものほうでは大阪管林局が所管し、しかも大阪管林局は近畿、中国、北陸の一部、こういうふうなものを所管しております。ただこれは、私どものほうの管林局の管轄の区域と申しますのは、

国有林の分布の狀態等によりまして、一応管理、經營上、まあ現在のところにおいてはこういうふうな管轄区域でいい、こういう一つのためになつております。それから、こちらの地方行政連絡会議のほうは、これはまた別な観点で、いわゆる俗にいう全国九ブロックと申しますか、そういう関係が一室に會して、そうしてまず原則としては、知事さんと指定都市の方々が構成して、それに国の出先の諸機関が参画をしてやる。こういうのがたてまえであると思ひます。承りまして、おられますので、これは運用上といたしましては、大阪管林局の場合、三つのブロックに確かにまたがっております。しかし、それは管林局関係のいろいろな事実があるから出席しろ、こういうことになりまして、局長なり、しかるべき方が出てお話し、またこちらからも御意見を申し上げる、こういうふうな運用にならうかと考えております。

○秋山委員 そうなつてまいりますと、何か俗っぽいことばでいへば屋上屋になつて、現在うまく運営ができておるにもかかわらず、そこへ分轄をして新たな会議をつくらなければならないということになると、何かわかつたやうでわからない面があるわけですが、それはなるほど管林局の中には担当官がおつて、各府県、それぞれ何県かを担当しておるのじゃないかと思ひますから、実際には不便がないともいえるし、あるともいえるのじゃないかという気もするわけですが、いま聞いておるところによると、なるほど当面はそれしかできないかも知れませんが、実際の運営上においては、同時にこれが三つのブロックで會議がないと限らない。そういう場合においてはの不便も出てくるわけだろうし、また連絡の面からいって、一つの局が三つの連絡會議場所に関係をしてくるのだということになると、何かいままでよりも不便があるはずであります。ないと言つたらこれはおかしいものだと思う。その点がわかつたやうでわからないのですが、もっとこまかくわかりよく説明していただきたいと思ひます。

○黒河内説明員 先生の御質問の点、二つあると思ひますが、一つは先ほど私の説明があるいは不備だつたかと思ひますが、この連絡會議ができれば、この連絡會議は連絡會議としての必要からいへばゆる區域を分けてあるのでございます。それから管林局の管轄區域といふのは、管林局の管理、經營上の必要から管轄區域を分けてある。したがひまして、これができましては管林局の管轄區域は変更はない、こういうふうに私も考へております。先生のお話によりますと、何かこれができるかと管林局の管轄區域が三つに分かれるというふうなお話がありましたが、私もそれは考へておりませんし、管林局の管轄區域といふのは、將來場合によつては変更ということなら別でございますが、一応われわれの管轄區域は、先ほど申しましたやうな国有林の管理、經營上の見地からきめておりますから、当然これによつて変わるということではないと思ひます。

そこで、確かに御指摘のように一管林局がこの三つの地方行政連絡會議に關与することになります。關係があるわけでございます。それにつきましては、率直にいいますと、これは管林局は現業官庁でございますし、仕事も木を出したり、それから先ほど申しましたやうに、いろいろ治山工事もやつておりましたし、そういうことで非常に忙しいと思つておりますけれども、しかし、ただ、まあそういう意味からいへば、まあたいへん失礼な言ひ分ですが、余分な仕事が多過ぎたということはいないかと思ひます。しかし、それはやはり私どもの観点といたしましては、管林局といへども国民全般的の財産を預かつておるわけですから、地域のいろいろな各ブロックの知事さんなり、こういう方々のいろいろな御意見を聞いて、まあ広くいへば民意を反映しての管理運営をすることが当然であります。しかも、この本案で申し上げておるやうな広域的な今後の社会経済上の動きもございまして、そういう必要もますます多くなつておると思ひますが、そういう意味において本案

が成立できれば、私どもこれについては御協力をせざるを得ない、こういうふうに思つております。

○秋山委員 これはこういうことだと思ひます。政府の心持を聞く場合もあるし、あるいは民意を政府に反映させる意味もあると思ひます。こういうものであるならば、せつかくこういうものができるのであれば、管林局のほうもやはりこれに合せていつたほうがより以上便利になるのではないかと、こういうわけなんです。ところが、現在何の無理もなし、すべてが円滑にいつたやうに、余分のものができるとのことばにもあつたやうに、協力をしないわけにいかないのだというふうな意味の御答弁があつたわけですから、これは必要のないのだな。なぜそういう余分のものをつくらなければならないかという理由をまたそこで新しく考え直さなければならなくなつてくるのではないかと思ひます。これはあなたのところだけではなくて、各省各局にわたることだらうと思ひますが、こういうものを出すのなら、原則的にもつと政府の中の各省各局でより以上相談をして、すべてのものを統合して、そういう地域的にはどういふことをやつたらばよろしいのかということではなくてはならないと思ひます。いまあなたのおこつて、はつきり言ひましたね。確かに余分なものだということばは言つたはずなんだ。だから、それならば余分なものに協力をする必要がないわけですが、それを協力しなければならぬといふことは、政府のお役人の一人としてやむを得ないことなんだと理解するよりほかには方法はないわけですが、その点を私はもっとわかりよく説明がほしい、こういうわけですが、○黒河内説明員 先ほど私が申しましたことについて若干誤解を与えようとしたことがありましたが、その私どもが言う余分なものという、そういう御見解なり御意見、気持ちを抱かれる方も説としてあらうかと思ひますが、先ほど来私どもが申

し上げておきますのは、管轄地域の違い等はござい
ますけれども、いろいろな広域的な仕事をやる
ことにつきましても、私どもも賛成でございます。
そういう意味でございます。管轄局の立場といた
しまして、そういう広域的な仕事を実施なり、
いろいろやり進めていきます上におきまして、私
どもとしては、こういう会議があつてお互いに話
し合ひの場ができるという事は非常にけっこう
なことである、かように考えております。ただ大
ぜいの人の中にはそういうお気持ちを抱く人もお
ると思ひますけれども、それは私どもの本意では
ございませぬので、誤つてはいけませんので申し
上げておきますが、そういうことでございします。

○秋山委員 これは何回言つたつて同じことなん
で、私のほうから余分なものではないかというこ
とを申し上げたのではなくて、あなたのほうで余
分のよな気がするということを言つておるわけ
です。これは私はほんとうの声だと思つてです
よ。だからなるべくこうしたものはブロックごと
に、小さいほどいいのかわかりません。小さい
ほどまた親切であるかもしれない。小さいほど
ほんとうの声を聞かれるかもしれない。これは私
どももそう考えます。それが原則であれば、大阪
局というものをとこまかく割つて、地方行政
連絡会議に合せていたならば、より以上便利
になるのではないか、こういうことをお尋ねして
おる。

○黒河内説明員 ですから、これができました
において、管轄局の管轄区域をどういうふうに変
更する必要があるかどうか、こういう点、私ども
もいたしましては、将来の問題としては検討いた
しますけれども、現在のところ、これができまし
たらすぐ大阪管轄局の管轄区域を変更するとか、
そういうことはちょっと申し上げられないと思ひ
ます。

それから先ほど私が申し上げたのは、余分な
ものというふうなことは、先生のおことはちよつ
とございしましたので、そういう御意見なりお感
じを持つ向きもあるかもしれません、しかし私ども

はそう考えておりません、こういうことを申し上
げておるのでございしますから、ひとつ誤解のない
ようにこの際はつきり申し上げておきますから、
ひとつあしからず。

○秋山委員 これ以上は議論になりますからこれ
でよしておきます。

○華山委員 秋山委員の関連質問に関連してひと
つお伺ひしたいと思ひます。

間違つておつたら御訂正をお願いしたいのでござ
いします、一つの例を東北にとりましますと、東北には
大部分の行政管轄といたしまして秋田と青森に管
轄局がございします。福島の一部は、あるいは福島
全体ですが、間違つておつたら御訂正願ひたいの
でございします、高崎の管轄局がやつておる。新
潟県の一部は長野の管轄局がやつておる、そのと
おりでございします。

○黒河内説明員 高崎は前橋でございします。

○華山委員 そうしますと、この会議には四人の
管轄局長がお出になることになりまします、そうい
うことになるのでございしますか、自治省の方にお
伺ひしたい。

○松島政府委員 一応たてまえとしてはそういう
ことにならうかと思ひますけれども、実際問題と
いたしましては、そのときの議題なり話のぐあい
によつて、そのところは調整ができるのではない
かというふうな考えております。

○華山委員 どこで調整するのでございしますか。

○松島政府委員 会議の議長はその関係都道府県
の知事の中から出すことになっておりました、会
議の招集はその議長名をもつてすることになりま
すので、議題をきめました際に、それに関係ある
ところにおいて調整をするという事は可能であ
らうと思ひます。

○華山委員 先ほどから申しますとおり、この連
絡会議は各知事が出席して、相当重大な問題であ
り、非常に政治的な、行政上重要な事項が審議さ
れると思ひますが、その際に、この
管轄局長がいんじやないかなどということをし
められる問題じやないと思ひます。大体こういう

ことでなくて、もう初めから管轄局でなくて、林
野庁から出てもらつたほうがいんじやございま
せんか。法律のたてまえは本省から出られぬたて
まえになつておりますが、かえつてそのほうがい
んじやないですか。知事のほうだつて、それじや
林野庁から出てもらうというのはあたりまえの
常識ではないですか、どういふことにお考えにな
りますか。

○松島政府委員 この会議は、都道府県を中心
にいたしまして、関係の国の出先機関との間にお
いて、現地においてできるだけ問題を解決してい
こう、こういう考え方でございします。したがいま
して、現地において実際に仕事を担当しておられま
す各省の出先機関に出ていただくというのが本来
の筋でございします。もし先生のようなお話でござ
いしますならば、全国知事会議に林野庁から出て
いただいて話をするという方法もあるわけござい
ますので、この会議では少なくともそういうこと
は考えておらないという事でございします。

○華山委員 そうしますと、連絡会議というものは
実務機関、政治的な問題を議論するところでは
なくて、相談し合うところではなくて、単なる実
務機関、そういうふうには承をいたしたいと思
ひます。何かそれにつきまして、そうじやない
のだというふうなお考えでもございしましたら聞か
していただきたい。

○松島政府委員 政治的な問題というのとはどこ
らどこまでの問題をいうか、あるいは事務的な問
題というのとはどこからどこまでをいうのか、な
かなむずかしい問題でございします。しかし、これ
はそれぞれの見方あるいは立場の問題もございま
して、県にとつては広い地域にわたる問題をどう
しても解決していかなければならぬという立場
からいへば、政治的な問題というふうに取り扱わ
れる場合もありますし、また国の出先機関の側か
らいへば、そういう問題であつても、解決の方法
というものは、ここにこういう道路をつけるとい
うことにすぎないのだというふうな見方からすれ
ば、あるいは事務的な問題というふうにとられる場

合もございします。それはそれぞれの立場なり
見方なりの問題でございしますので、どこからど
こまでが政治的な問題で、どこからどこまでが事務
的な問題であるというふうに一がいに断定するこ
とはできないと思ひますけれども、ただ、数府県
にわたつていろいろあります問題を、国の出先機
関と地方公共団体がお互いに話し合ひをしていく
というこの必要性は、どういふふうな立場から
考えてもあるのではないかとどういふふうな考へて
おります。

○華山委員 いまここで申すのはいかかと思ひ
ますけれども、知事会議等の様子を知らんになつ
てもおわかりだと思ひますけれども、あそこで
扱つておる、あるいは研究しておる問題は、お
おむね政治的な問題でございします。どこまでが政
治的かというふうな問題は、おつしやるとあり
ますけれども、抽象的な政治的な問題が多い。と
ころが出先の機関は、いまお聞きしたとおり、大
体実務上のこの場のこの仕事をどうするか、そ
ういふふうな問題をやつておるわけございま
す。そこで知事と出先機関とが集まつて会議を
いたしまして大きな効果は期待できない。知事の
陳情的な希望を本省に取り次ぐ程度じやないか、
そういうふうな気持ちがいまして、実際上の実
務上の問題でございしますれば、これは知事を対象
にしないほうがかえつていい。この川をどうに
曲げるのか、この川の水の量は幾らかなんて言わ
れても、知事はチンプンカンプンでわかりやしま
せん。そういうことでありますならば、ほんとう
の出先実施官庁の県の専門家に相談なさつたほう
がむしろいいのであつて、この会議の性格として
両者の構成メンバーがおかしいのじやないか、む
しろ本省から来てもらつたほうがいいのじやない
か、こういうふうには私どもも考えますけれども、そ
の点につきまして自治省のほうからの御見解を承
りたいと思ひます。

○松島政府委員 日本の道路全体をどうするか
というふうな取り上げ方で、これは政治的である
というものの見方もあらうかと思ひますけれども

も、具体的な、県におきまして、どこをどの道路が通るかというようなことが、往々にしていわゆる政治問題として論議されておられることも先生御承知のとおりでございます。そういうような意味におきまして、道路がどこを通るかという具体的な問題でありまして、ものによつては政治的であり得ると考えております。そういう具体的な問題について、やはり道路がどこを通るかということにつきましては、地方建設局、あるいは農地との関係、あるいは産業上の効率の問題というような観点からいろいろ論議せらるべき問題が多かりうと思ひます。そういう意味において、この会議でもつてそういう具体的問題が取り上げられましても、やはりそれは地方団体として重要な関心の対象になり得る議題ではないかというふうに考えております。

○中馬委員長 農林省に対しては、ほかに関連はございませんか——それではお帰りでください。

建設省は鶴海官房長が出席です。

○華山委員 各省同じようなことをお聞きしたいわけでございますが、大体建設省のお仕事というものにつきましては、地方と非常に関係が深いわけでございますけれども、国の直轄事業あるいは補助事業等につきましては、大体におきまして、陳情をする場合には建設本省に行つて陳情しております。地方建設局等にお話しにくいという場合は非常に少なく、計画等につきましては全部建設本省に行つて御相談し、陳情しておる、これが実態です。非常なごまかな問題になりますと、建設局に行つてお話をする場合もございます。そういうふうな実態はお認めになりますか。

○鶴海政府委員 御承知のように、地方建設局におきましては、直轄でやつております国道の改築事業あるいは河川の改良事業等をつかさどつておりますが、これらにつきましても、どのようなルートで国道のつかえ線をきめるかというふうなこと調査は、これは地方建設局でやつておる次第でございます。また、建設省みずからが工事をいたしませんか、高速自動車国道の路線の調査に

つきましては、これまた地方建設局をして行なつておる次第でございます。これらの調査に際しましては、どこにどういうふうな路線を引くかとか、あるいはインタチェンジをどこに設けるべきであるかというふうなことにつきましては、非常に地方と深い関連を持つております。これは御指摘のとおりでございます。また、建設省におきましては、現在設置法の改正を考えております。従来の直轄事業のみならず、国の、本省で行なつております事務の一部を地方建設局に委譲したいと考えております。したがらしまして、直轄で行ないます道路、河川のみならず、従来府県なり市町村で行なつておりましたような事業に対する助成の事務の一部でありますとか、あるいは住宅に対する助成の事務の一部であるとか、あるいは都市計画に関する事務であるとか、そういうことも地方建設局に移してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。将来ともますます地方との関係は密接になつていくものというふうに考えております。

○華山委員 そういふ場合でございますけれども、最後の決定権は建設省でお握りになるわけでございます。よろしくね。

○鶴海政府委員 これはものによつて違ひますが、地方建設局に委譲した事務につきましては、できる限り地方で決定できるような体制を整えたいというふうに考えております。

○華山委員 各府県にまたがる問題といたしまして、広域開発行政といたしまして非常に重要な問題は道路の問題だと思ひますが、どういふふうな道路をつくるかというふうなことの決定はどこでなさいますか。

○鶴海政府委員 これは道路の種類によつて違ひます。地方道でありますれば地方の公共団体が決定をいたすわけでございます。国道につきましては国が決定いたしておるわけでございますが、その決定というものは、最終決定の問題もございまして、これは現地の調査から積み上げていきまして決定いたしております。国道のバイパス一

本つくるにいたしましたけれども、いろいろな比較線を現地で踏査いたしまして、現地におきまして種々検討いたした結果を本省に持つてまいつておるような次第でありまして、調査の段階におきましてある程度の確定を見るわけでございます。最終決定は本省において判断いたすことになつておりますけれども、その決定のプロセスにおきましては、地方建設局が重要な仕事を引き受けておるわけでございます。

○華山委員 プロセスにおきましては重要な仕事をなすつておるといふことは、私、わかりました。また、それを実施する場合に、直轄事業等につきまして現業官庁的な色彩を持つて地方建設局がやつていらつしやるということもわかりました。たとえば、いまなかなかできないで困つておりますが、東北の幹線高速道路とかいろいろな高速道路がございまして、そのどこを通るかということは、最終的にはどこで決定なさいますか。

○鶴海政府委員 国土開発縦貫道につきましては、縦貫道審議会がございまして、この審議会に整備計画というものを政府から諮問いたしまして、その議を経ました上で決定いたすことになつております。

○華山委員 その際には、地方の知事の御意見を徴しなさいませうか。

○鶴海政府委員 法律手続上知事の意見を徴さなければならなくなつておつたかどうか、ちよつといふ条文を持つておりませんが、現実には整備計画をつくり出す場合は、現地につきまして調査をいたした上で線を引き、インタチェンジの場所をきめておるわけでございます。その調査をいたしまして整備計画をつくり出す、その資料をつくり出す段階におきましては、それは従来の名神高速道路の例を徴しましても、関係の知事とは相談をしながら進めております。

○華山委員 私、日本全国のことを知りませんが、自分のくにのことになりましてたいへん恐縮でございますが、東北の幹線高速道路、これにつきまして山形県との関係におきましては、山形

県のほうではなるべく山形県に近い脊梁山脈の近くを通つてほしいということをお願いいたします。

宮城県の場合は塩釜、仙台の開港地、あそこに近いほうを主張いたします。そういうふうな主張をするわけでございますが、そういうことにつきまして、もうそういうことは耳をかきかさないのだ、各県の言うことを聞いたのじゃもう隙限がない、国の経済の上からというふうなことを考へるというふうなことで、建設省がただいまおつしやつた審議会に御諮問になつてきめる、こういうお考えでございますか。十分に宮城県なり山形県なりの意見を聴取して、そして両者を集めて協議をして、納得をさせておつくりになる方針でございますか、承りた。

○鶴海政府委員 その問題は私、所管いたしておりませんので、具体的に東北縦貫自動車道の決定がどういふ経過を経てきまるかということにつきましては、道路局長にお聞き願ひなければならぬと思ひますが、考え方といたしましては、地方の要望もいろいろございまして、そういうことも勘案しながら、しかしまた青森から東京に至る一貫した道路でございまして、そういう本来の道路の性格も考へまして、その上で決定を見るものというふうに考へます。

○華山委員 私は一例として申し上げたのでございますが、それと関連いたしまして、この法律の関係をお聞きたいのでございますが、いま述べましたような問題、どこを通つて東北縦貫道路ができるかというふうな問題につきましては、この連絡会議というものにおかけになつておきめになりますかどうですか、承りた。

○鶴海政府委員 連絡会議ができました場合に、具体的に何をかけるかというところについては、ただいまのところ、これをかけるんだという具体的な問題につきましては、まだ決定を見ておりません。

○華山委員 自治省に伺いたいのでございまして、ただいまのお考えからいたしますと、連絡会議にかかるとは、こまごました末端の道はどうす

点につきましては大蔵省、建設省あるいは自治省等と十分検討いたしました上で、一応見込んだ数字でございます。

○佐野委員 私に指摘したいのは、そういう見込みを立てる場合におきましても、一体地方の管理者の意見が全然無視されて、皆さん自身が推定して六千億円、一つの方向を立てられた。ところが、それが削除になってまいって、逆に地方単独事業だけがふえてまいっている。しかも大臣折衝の最後の過程においてでございまして、自治大臣はつんぼさじきだ。しかし、地方交付税の財政需要基準を設定する場合に、やはりその計画が出てまいるわけですね。ですから、地方交付税の中で皆さんの決定されたことを逆にしりぬいてまいらなくちゃならない、こういうことに義務づけられてくるでしょう。皆さんの直轄負担、あるいはまた補助事業に対するその財源の見返り、これらは起債なりあるいは交付税において始末をつけなくちゃならない。そういう事実上の義務が出てくるわけですが、そういう重要な問題に對しまして協力関係の規定をはずしてしまっている。しかも管理者が地方自治体だ。その管理者の持つておることに對しまして、皆さんのほうで計画を立てられて、それが地方財政を圧迫してきておる。それが現在皆さんの立法の中で出てきておる一つの考え方というものは、私は非常に危険じゃないかというものを指摘しておきたいと思ひます。

それと同時に、もう一つお尋ねしておきたいと思ひます。最近皆さんのほうで河川法並びに道路法をそれぞれ改正をなさつておられます。この中で府県知事が管理しておる、あるいは教員にまたがる、こういう場合におきまして、ここで連絡調整をはかつて、なおできない場合におきましては、建設大臣が、機関委任事務でございまして、指揮命令することができるといふ規定を置いておいたわけですね。そういうことで国と地方との連絡協同というものを規定されておいたわけですね。それを皆さんのほうで剝奪してしまつて、これを建設大臣の管理権のもとに吸ひ上げてしま

う。道路の場合におきましても、一級国道と、二級国道、これを国道として府県知事の管理しておる地方と非常に利害関係が多くなるし、そのために紛糾も予想される。そういうようなことの連絡調整をはかつていくという法のたてまを待たれておつたのに、これを建設大臣に吸ひ上げて、国道は私がやるのだ。こういう強い決定をあの法律の中で出しておられるわけですね。

ですから皆さんが行政連絡会議を通じてほんとうに話し合ひを積み上げ調整をはかる。こういう考え方に立つておられるのか。こういう考え方でこの法案が提案になつておる。ところが提案になつておる矢先に、皆さんのほうで河川法を改正して、こんなまだるっこいことは困る。工業用水はどうするのだ、上水道はどうするのだ。水資源の、治水の要請もあつたでしようけれども、そんなものは府県知事にまかしてやれないというので、建設大臣に吸ひ上げをやつておられるという。ことから考えてみますと、皆さんが連絡会議法案に對してどんな期待を一体寄せておられるわけですか。現在皆さんが府県との間において調整をはかり、かつまた重大な問題に對しましては建設大臣に指揮命令権を留保させておる、代執行もできる、首長を罷免することもできる、こういう強い規定を置いて機関委任をしていながら、それすらも困るのだ、そんなことではまだるっこいのだ、指揮命令権を発動するまでもなく、おれのほうで管理権を手におさめるのだという皆さんの考え方だとすると、この連絡会議において一体何を連絡調整されようとするのか、どういう気持ちを持つておられるのか、その点をもう少しお聞きかせ願ひたいと思ひます。

○鶴海政府委員 道路法、河川法の改正が先般ありましたことにつきましてはお話のとおりでございますが、これは一にかかつて国の責任、地方の責任を明らかにしたわけでございます。国として国道につきましては全責任を持つてやつていくという、責任の所在を明確にしたわけでございます。それと連絡調整ということとはまた別のこと

でございます。国が責任を持つてやります事項につきましては、地元と十分連絡調整をはかりながらやつていくというところは、これは当然のことであると思ひます。特に地方、地方におきまして、それぞれ開発計画といふものがある、地域的な開発計画の将来の姿といふものを持つておられるわけでございます。そういうものとの調整をはかりながら道路をつくつていくということは当然なことでございます。さういふ意味におきまして、道路法の改正あるいは河川法の改正がこの連絡調整を必要にしたということとは全くないものといふふうに考えております。

○佐野委員 どうもその考え方、国が、水の問題を一つ見まして、歴史的に見てまいりまして、水と地方住民とは深い関係があるし、あるいは府県行政といふものとの間には総合性という点から考えてまいりまして、重大な要素を含んでおる。そういうにもかかわらず、だからこそ水を治めるために昔から苦労してまいつたし、府県行政の中心になつておる。そういう中で府県間において調整がつかないという問題があるとするならば、大臣がこれを調整するのだという規定を置いておつたのにかかわらず、これを剝奪してしまつて、国がやるのだという考え方、そういういたしますと、国が決定したことをこの連絡会議において協調していくのだという形で、ほんとうの利害関係の対立、地方住民の福祉につながるいろいろな問題が出てくると思ひます。そういう国の全体の一つの計画と、地方におけるところの利害との関係、これは照応する場合もあるでしょう。對抗する場合もあるでしょう。それが民主主義政治の私は原則だろうと思ひます。そういう對抗すること連絡会議において調整していく、国、地方が一体となつて調整していくのだという考え方に立つてこの地方連絡会議をながめておられるのか。地方がつかつて連絡会議をやるのだ、国はこれに對して参加してまいるのだ、その場合におきましては、国の決定を地方において承認してもらふ、理解をしてもらふ、やむを得ないといふてあきらめ

てもらふ、こういうことになつてしまふ。對抗していく考え方、行政に住民が積極的に参加する、この中には民主主義行政のあり方もあるとするなら、そういうたてまえに立つてこの連絡会議を運営していくという考え方を一体持つておられるのかどうか。それから皆さんが、特に自治省が原案として出しました、調整困難な場合におきまして調整を要請するといふ調整要請権、これが河川法の前のたてまえを見てまいりまして、道路法のたてまえを覚えてまいりまして、この中に入らるべきが当然であつた。にもかかわらず、皆さんのほうが強固に主張されて、地方に対する調整権といふものの削除を要請されて、現在提案になつておる政府案には調整の要請権が消えてしまつておる。一体これはどういふ考え方から出てまいつておられるわけですか。河川法の中においてもそういうものを含まれておつたわけですから、連絡会議の中において、地方と国との間に利害が対立する場合に中央政府に、国と地方との間における対立、調整権といふものを総理大臣なりあるいは自治大臣なり担当大臣がこれに当たるという、会議そのものの調整権を政府として持つ、こういうことを一体どうして皆さんのほうは反対されるのですか。

○松島政府委員 調整権の問題につきましては、昨日も申し上げたとおりでございます。この連絡会議において調整権がないこと自体は、問題がまともになつた場合にきめ手がないじゃないかと、昨日も申し上げましたとおりでございまして、昨日も申し上げましたとおり、この連絡会議は、国の出先機関と地方公共団体であります都道府県あるいは指定都市が話し合ひを進めていって、その相互理解のもとに行政の円滑化をはかつていく、こういう趣旨にはかならないのでございまして、そういう意味におきましては、調整権がなければこの会議の話し合ひがまともなものでないといふわけのものではないかと考えております。先ほどお話のございました民主主義という原則に

立ちますならば、どこまでも話し合いを根強く進めるといふことにはんとうの前進があるのじゃないか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○佐野委員 私は自治省に聞いておるのじゃなくて、建設省がなぜその点に対して拘泥して削除を要求され、原案にあったものが政府案で姿を消してしまつたか。一体どこに皆さんのほうがあるのかという強い主張をしておられる根拠があるのかということ。河川法や道路法の旧の場合におきましては、機械的な事務であつたといひましたし、やはりそこに中央における話し合いの積み重ね、それがなおもとのわかない、これを予想しておるわけですね。なおもとのわかないということをお提として、だからこそ代執行権を与え、かつまた大臣の指揮命令権までも与えなければならぬ。そういう法のたてまえになつておる。河川の場合の具体的な問題として、そういうことも必要だと考えられてくるわけでしょう。皆さん自身が当面しておられる具体的な問題がたゞさんあるだろうと思ふ。それを連絡会議の中で地方にも調整権を持たせる、要請権を持たせることによって地方に対する責任の義務づけを行なう、こういう形をとることを皆さんはどうして忌避されるのか。その考え方の中にも、いま自治省の官房長の言つておる単なることばのあやでなくて、法律技術上やはいりこむのが存地なくちゃほんとに連絡会議の性格そのもの、目的そのものが変わつてしまふわけですね。河川法なり道路法の改正の中に見られる皆さんの考え方というものが、連絡会議法の中における調整権に対する皆さんの要請権あててじやまだとして削除されたのもやはり同じような考え方からしておるのかどうか。こういう点を建設省の側からもお聞きしておきたいわけです。

○鶴海政府委員 当時の経緯につきましては、私詳細承知しておりませんので、ただいま松島官房長からお話があつたような経緯であらうと思ひます。なお、この連絡会議につきましましては、本来の趣旨が連絡協議を保つていくといふところにあるわけ

であります。四條に書いてあります国の機関、このうち建設省では地方建設局でございますが、地方建設局につきましては、先ほど来御答弁申し上げましたように、国の意思決定につきましまして重要な役割を果たしておりますけれども、必ずしもすべての点において最終決定権を持つておるわけではないわけでございます。この出先の機関の集まりにおきましてそういうふうな制度をとるというこはいいかがなるのかという考え方から、さういふ行き方をやらなかつたものといふふうに考へております。

○佐野委員 どうも話がおかしいと思ひます。だから建設省の考え方というものを、地方自治と皆さんの公共事業を押し進められる関係において、もう少し私は整理していただきたいと思ひます。皆さんは一体どんな考え方を持つておるのか。長期計画を立てられる場合におきましても、府県行政において総合行政として重大な問題である河川の管理に対して、遠慮なく国に吸い上げてしまふ。それから道路の実施にあたりましても、道路公団その他の公団はほとんど設けていかれる。これと地方自治体との関係は一体どうなんだ。ほとんど法律上何らの規定も置いていない。当然地方においてやっていいもの、道路公団なりいろいろな公団を設けることによつて、実質上において地方自治権を縮小してしまつておる。皆さんの考え方は一体どこにあるのですか。しかも補助事業にあたりましても、主要地方道の指定を皆さんが行なわれる。そして主要地方道に対しては国が補助するのだ。だから主要府県道に対しては、当然府県の道路でありますからさういふものを府県に委譲する。それが主要地方道という名称指定を行なつたといひましたし、これに対する事業を府県に委譲するといふことによつて、行政と住民との間に接触が保たれるし、もつと効率的な民主主義の基盤である地方自治といふものを育てていくといふ考え方と、皆さんの方向は全く逆の方向を歩いているのじゃないですか。一体さういふ形で連絡会議に臨まれるわけですか。だから

皆さんは連絡調整だけでなく、たとえば調整がととのつたものにつきましても、いわゆる義務規定であつたものが訓示規定でなければならぬ、こういう形では、調整のとのつたものでありましても、皆さんのほうにおいてはこれをいふゆる訓示規定でけつこうだ、義務規定は必要ないのだという形で、法律用語として重大な問題を含んでおる変更を要求されて、現在の政府案になつてしまつておる。それなら建設省はどういう考え方です。一体この連絡会議に臨まれようとしておるのか。この法律で皆さんが必要としておるところが一体どこにあるのだらうか。河川法とは逆に、調整、話し合いの積み重ねでその場を終わつてしまつておる。片方で連絡会議において大いに話し合いをするのだ、調整要請権に對しましても、そんなものは必要ないのだ。おれたちはけつこう報告を受けて、ととのわな問題はいくらもやつてあげてみせます、こつこう言つておられる。やつておるものが大体矛盾してしまつておる。片方においては絶対まかすことはできない、権限を剥奪するのだ、片方におきましては連絡会議において大いに話し合いをしてやつていくのだ、効果をあげることができるのだ、しかもこれは法律に明記しなくてもちゃんとしてやつていくのだ、こつこう矛盾した態度がうかがわれるわけですが、長くなりますので、また別の機会、連合審査その他におきましてもつと突つ込んでお聞きしたいと思ひます。

最後に、連絡会議に対する皆さんの期待というものの、その効果はどこに置いておられるのか、真の効果のねらいはどこに置いておられるのか。こつこういふ点に對しまして一言聞いておきたいと思ひます。

○鶴海政府委員 御承知のように、建設省が行なつております事業、道路にしろ河川にしろ、あるいは将来地建に仕事を移しますが、都市計画、住宅等の仕事にいたしましても、いづれも地域開発と密接な関係がございまして、これを有効に遂行いたしますためには、各地方々々の地域開発に關します将来のビジョンといふものと適合してい

かなければならぬと思つております。さういふ意味におきまして、建設省は建設省のビジョンを持ち、地方は地方でまた違つたビジョンを持つといふふうなことで、地域開発が的確にまいらぬことは当然でございます。さういふことにつきましまして、同じようなビジョンを持ちながら公共事業を進めていくことができませんように、この連絡会議を運営していくことを期待しておるわけでございます。

○華山委員 先ほどから同じようなことを各省にお伺いしておるわけでございますが、通産省にお伺いいたします。地方に通産局がございまして、今度のこの法案の連絡会議のメンバーに相なるわけでございます。この連絡会議の目的とするところは、県域をこえるような問題につきましまして、出先の機関、各府県が連絡協議し合つて、その問題をできるだけ円滑にやつていくといふことが主眼のようでございます。それにつきましまして、地方の通産局の所管事項の中でどういふ問題がございまして、お伺いしたいと思ひます。

○熊谷政府委員 お答え申し上げます。

御承知のように、通産省は中小企業関係を所管いたしております。中小企業対策は非常に地元の関係の深い対策でございます。したがつて、さういふ対策について思想統一をはかるという点、これは一つの今後の問題だと思ひます。

それから第二は、先ほど建設省あるいは農林省からいろいろお話がございましたので、簡単に申し上げますが、通産省といたしまして、新産業都市あるいは地方開発という面に携つておりますので、通産行政の一環といたしまして、さういふ面につきましまして広域行政といひますか、広い意味でいろいろお話をするといふ必要があつるかと思ひます。それから、それに関連いたしまして、工業用地の問題、工業用水の問題、もちろんこれは通産省だけではございせん。農業用水、水道、いろいろございまして、工業用水の問題がござい

それからなお、産業公害といふのが最近非常に問

それから最近、石炭の問題が非常に問題になっておりますが、これに関連いたしまして、産炭地の地域の振興というものがござります。これもある面では一府県だけでなしに、他府県も入れて考えなくちゃならぬという問題があらうかと思ひます。

それからもう一つは、鉦害復旧の問題がござい
ます。これもただ単に府県だけでなしに、あるプ
ロックを中心にして考える問題があろうか、かよ
うに考えております。

大体例示的に申しますと、そんなところがおもな問題でございます。

○華山委員 ただいまお答えになりました、たとえは産炭地の問題、そういう問題は別かと思ひますけれども、原則といたしまして、そういうような問題は政策的には関係各本省と協議をなされましてやられることとございまして、通産局はそれに従つて実施をしていく、あるいはこまかな点を計画をしていく、そういうものではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○熊谷政府委員　御承知のように経済といえますが、通産省が所管しておる問題につきましては、全国的視野からの調整、あるいは全国的視野からの行政という面が非常に多うございます。したがって、いま申し上げました産炭地域の振興の問題、あるいは鉱害復旧の問題、用水の問題、一般的に全部地方でやられるという問題では御指摘のとおりございません。その一部の事務を通産局にやつていただいております、こういう現状でございます。

○華山委員 今度の問題につきましては、自治省にお伺いしたいのですが、この会議というものは地方の出先機関、それに与えられたところの権限の範囲、そういうことだけに限って会議をせられるのでございますか。あるいはたとえは通産省の問題でございますれば、通産省全体

○松島政府委員 問題によりまして、その場合場

合に応じて考えていかなければならないと思いますが、それぞれの出先機関の権限に属する事項だけしか議論の対象になるかならぬかということでございますが、もちろん、その出先機関のお役所が持つております権限の範囲において処理できる事項もここで会議の対象になると考えますけれども、それ以外の問題につきましても、たとえばお話のございました中小企業問題を取り上げましても、それはその地域なりの特殊な事情、特殊な問題があらうかと思います。そういうた問題で議論していただかなければなりませんけれども、その問題は同時に、日本全体の中小企業をどうするかという問題に連なる場合もあります。そういうものにつきましましては、現地で、この現地の問題としてはかくあるべきだというようなお話し合いがいろいろ進めば、それがおのずから国の全体の政策にも反映していく道にも通ずるのではないか、かように考えておるわけでございます。

○華山委員 私の経験をまた申しまして恐縮でございますが、おっしゃるとおり、現在の通産局は、県庁との関係におきましては中小企業だけだといつてもよろしい。ほかのことは全部本省の所管である。これが実態でございます。工業用水のお話がありましたけれども、工業用水の問題は通産局は扱っておりません。扱っておつたとしても、たとえば施工が始まって、実施面等につきまして多少のタッチをされるかもしれませんが、ここに工業用水をつくるというようにすることにつきましては、もう通産局は問題にならない。それが実態なんです。工業用水について、たとえばある県とある県において、この県の工業用水は認めて、しかしこれはB県でも使わしたらいではないかというふうな問題になりますれば、地方の通産局のまかない切れる問題じゃない。どうしたつて本省に持つてこなければいけない。それですから、ここで連絡協調をしてみたところが、これは

ほとんど実効があがらないのじゃないか。陳情を受けるという程度にすぎないのじゃないか。そういうことにつきまして、出先でなくて、本省の人がそこに出かけて行って知事との間の話し合いに入るということであれば、これはまた別問題です。その点、いかがお考えになりますか。現実には、中小企業以外のこととはあまりやっておられない。公害と、石炭の産地のいわゆる鉱害でございいますけれども、そういう局部的なことはございいますけれども、そういうふうな実態じゃないのか、こういうふうに思われますが、この法律の掲げるような理想というものを持って通産局長は出席をして、そこで事をさばっているものかどうか。御自信のほどを伺いたいと思う。

○熊谷政府委員　お答えいたします。

先ほど自治省の官房長からもお話がございましたが、私は二つの面があらうかと思っています。一つは、たとえば工業用水の問題にいたしましたが、府県の希望があるブロック的に聞く、それを参考にして地方でいろいろ考えるという問題は一つあらうかと思っています。それから、先ほど先生の御指摘になりました工業用水、あるいは立地の問題につきまして、あまり権限を委譲していいんじゃないかというお話でございますが、これはものの見方でございますので、そういう見方もできるかと思いますが、実は工場立地の調査等に関する法律という法律がございまして、これは非常に政策的な問題かどうかというのは別問題にいたしました。そういう法律の事務は一切まかしております。

それから工業用水に關しましては、工業用水法に基づく許可事務、これは地盤の低下があつてはいかぬ、そういう許可事務はまかしてあります。ただ非常に大きな目で見て、今後の工業用水をどういふような計画でどういふようにしていくかという問題は、あるブロックだけではなかなかできない。やはり中央に持ち上げて、中央で計画を審査して、それで地方と一緒に考えていく、こういう問題が多かろうと思ひます。

○華山委員 各省にも申し上げたのでございます

けれども、そういうふうな局所的なあるいは部分的な問題でございいますれば、これは府県の部局とその局が協議してやって解決のできる問題です。現実にはまた解決している問題です。大きな問題になりますと、通産局では解決ができないから東京に持ってくる、これが現実の問題なんです。そういうふうな局所的な、局所的な問題でございしましたならば、何もこの会議にかける必要はない。問題はそういう点にあるのではないか、私はそういうふうに考えます。大体各省に通ずる問題でございしますが、そういうふうに思っています。

一つ伺いますが、通産局は前からある役所で、戦後もある役所でございますして、私もいろいろお世話になつてまいりましたけれども、権限の拡張ということはほとんど聞いたことはございませんが、何か戦後だんだん権限が拡大してまいりましたか、縮小してきておるのではありませんか、お聞きいたします。

○熊谷政府委員　先ほど申し上げましたように、通産省の行政の中心は、やはり中小企業対策というような方面に移行しております。中小企業対策をやります以上は、府県の御協力はもちろんのことですが、やはり現場に根をおろした仕事ということになるわけでございまして、そういう面の権限はできるだけ通産局に委譲するように考えております。

それから先ほど御指摘もございましたが、最近公害問題あるいは用水の問題、いろいろなそういう産業から発生する公の問題、そういうものが非常に出てまいりました。通産省といたしましては、そういう方面の解決をしなくてはいかぬ。そうなりますと、どうしてもこれは現場の關係の仕事になりますので、確かにいままでそういう仕事の面が通産局にあまりなかったじゃないかということ、御指摘のとおりだと思いますが、最近はそのう一面の仕事を通産局を中心にやっていたかのようにわれわれは考えておるわけでございます。

○華山委員　いまおっしゃるとおり、現場の仕事なんです。現場の仕事は会議にかける問題等では

広域的なことにつきましてはどういうふうな問題
がございますか、承りたいと思います。

○堀政府委員　たとえば申し上げましたよう

と、たとえばフリーポートです。これは発地と着地の関係で、府県にまたがる場合が考えられるわけがあります。

べきか、あるいはむしろものように運輸省の陸運局の下部機構として存在せしめたほうがいいのかということは、よく議論になることでございまし

るのではないかと思うのです。そういう意味で専門行政としての交通行政を、担当者の意見も、それから通産局の意見も、それから先ほど来の建設

一堂に集まっていたいろいろな意見の交換をするというところによって、そういう地方の総合行政の総合というものをこの法律がなし遂げようとしておるように私は理解をしておるわけです。そういう意味から、いま先生のおっしゃるようなことは、これによってそれがなし遂げられるのじゃないかというふうに私は思います。

○華山委員 いま官房長さんのおっしゃったことは、この会は勉強会、そういうふうな目的であるならば、これは各本省が出たらい。出先の機関が出ないほうがいい。本省の方針というものを十分に理解した本省の局長なり次官なりが出て、そして各知事と話し合いをして、各ブロックごとの実情に合わないような方針をそこでまた考え直す、そういうことであれば、私はあなたの言われるとおりにしたいと思います。権限の狭い出先の人が集まって話をしたところが、あまり意義がないのじゃないか、こういうふうな実感を私は覚えますが、あなたの持つておられるものの考え方が、地方の陸運局長なり海運局長なり、そういう方にそういう仕事をやらせられるだけの自信がございいますか。

○堀政府委員 地方の陸運局長なり海運局長は、本省の局長よりもその地方をしょっちゅう回って、よくその土地の人に接する機会も多いし、地方の実情に本省よりもよく通じておるといことは言えると思います。それで、そういう地方のブロックの会議に一々中央から出るよりも、その地方に密着した視野、そういう感覚を持つておる出先の局長が出るほうが、この目的から見てそのほうがいいと思います。かりにその権限として、地方の局長に与えられておる権限が少くないといたしましても、自分で処理しなくても、こういう地方の意見である、意見具申という観点から中央に対してアドバイスする、重要なアドバイスがそこで出てくる可能性もあるんじゃないか、かように思う次第でございます。

○華山委員 この法律が通ると通らないにかかわらず、地方の局長はいま官房長のおっしゃったよ

うな心がけでいっていただきたい、いままでも県庁等に何の連絡もございせんよ。海運局長だつてありません。港湾建設局長だつてない。何の連絡だつてないのです。それが実態なのです。もう少し地方の実情に通ずるということであるならば、地方においていって、そして県庁の連中とでも、よく一日でも二日でも会つて話を聞いて、地方の話を聞くとか何とかのことがあつてもしかるべきだと思ふのです。バス会社にはおいでになるけれども、県庁にはおいでにならない、それが実態じゃないでしょうか。私は、やっていることを責めるわけではございせんけれども、どうぞひとつ、そういうあなたのおっしゃるような気持ちに地方の部局がなるようにお願いしたいと思ひます。

それからまた、港湾建設局長となりますと、私はなにおわらないのでございしますが、港湾建設局というのは、港湾の建設の実務を実施する、こういうことをやつておられるのであつて、港湾の設計、設計といひますか、基本的な計画、あるいは各地方におけるところの配置の状況、そういうものは本省がおきめになるのであつて、港湾建設局は何もおやりになつていないんじゃないですか。

○堀政府委員 港湾建設局は、だんだん港が大きくな港になるに従つて二府県にまたがる場合が出てきております。たとえば阪神、いま大阪港と神戸港というふうに。名前は分かれておりますけれども、だんだん膨張するに従ひまして、これがくつついてしまふ、阪神港というよりなかつこうになりつつある。さらにそれが延びて、堺港まで延びておる。非常に二府県にまたがるケースが出てきております。もちろん基本的な計画は本省でやりますけれども、実施、設計とか、あるいはその計画に伴つていろいろな問題が出てきます。そういうような観点から、やはりこういうような地域開発、港湾開発という面から、そのブロックのいろいろな観点からの、いろいろな視野からの意見も聞き、また逆にはかの問題について、自分の視野から意見を述べるといふことは、非常に有益な

ことではないか、かように存じます。

○樺山委員 そういうような大事業になりますと、これは各府県の海面を使うわけではございせんから、たいへんな大きな問題になるのであつて、それはそのために一つの組織——関係府県及び運輸省の本省、あるいはそれに実施面もありましようから、海運局がおやりになることであると思ひますが、そういうふうな特別な機関でやらなければいけないのであつて、ほかの県の府県知事もみな入つてくる、関係のない機関も入つてくる、そういうところではやるにはあまりにも大き過ぎて、ばく然としていふんじゃないでしょうか。やはりそれであつたならば、ほんとうに近畿地方の開発の、中央、国の役所もあるわけでありまして、そういうものが集まつて協議すべき問題ではないでしょうか。もうそういうものは要らない、こういうものができたから、ここだけにまかしておけというお気持ちになりますか、お聞きいたしておきます。

○堀政府委員 ただいまおっしゃるようなこともあるといふことで、おそらくその議題になる事柄が出席になるメンバーの全部に関係することになければならぬといふことになりまして、問題は相当しぼられてくるのではないかと考えられます。しかし、いろいろそのときそのときの議題に関係のある問題もあり、関係のない問題もあるといふことはなかりかと思ひます。そういう意味で、むだな場合もあるかもしれせん。しかし、自分の専門、専門の視野でものを聞き、その視野で意見を述べる。一見関係のないようで、お目八目と申しましてヒントを得られるといふ場合もあるのではないかと思ひますので、この問題については関係ないから出たり入たりするといふわけにもまいりませんし、またいろいろ議題によつて関係のある場合もあるし、関係のない場合もあるかと思ひます。港湾建設局長についても、関係のない問題もあるかもしれせん。

○華山委員 この委員会はおか目八目委員会といふことになるわけで、それは確かですよ。私のこ

とばかり言つて恐縮でございしますが、私も県で副知事をやつておりましたときに、地方には地方事務所がある。それから保健所がある。土木建設事務所がある。いろいろな役所があります。しかし、それが一方的に自分の仕事だけやつていふのはしようがないじゃないか、ほかの仕事もやつて初めて自分の仕事もつづけるのではないかと、うことから、私はそういうふうな、一月に一度は多過ぎると思ひましたので、三月に一度は集まつて皆で話し合いをしようといふふうな会合をつくらせました。そういうことであなたの方針は勉強会の法律ではないのです、趣旨が。まああなたのおっしゃることは正しいと思ひますけれども、そういうことだと私は理解いたします。何か私の申し上げましたことに自治省のほうで総括的にお話でもありますれば何つておきます。

○中馬委員 委員長から、委員長としてではなくて一言申し上げたいのです。運輸省の援護射撃という意味でもございせん。

実は最近運輸省、国鉄で非常に困つておることは、通学が非常に困つておるわけです。通学列車が、最近地方のほうではやたらに学校をつくるわけですよ。つくつた結果、混雑をするから何とかしてくれといふので、あとで泣きついてくる。だから事前に相談をして、事業費を買つてもらつて、たとえば何月何日から学校をつくるから、きつと車を出してくれといふようなことは事前に相談してもらいたい。そういうことがこの法案の一つのねらいではあるまいか、こういうふうに助太刀をいたすわけです。

○高橋(頼)政府委員 いま勉強会法案ではないかといふふうなおことばでもつてお話がございましたが、いろいろ各関係方面のお考えも本委員会に出てまいりましたことによつて、私はむしろ明らかになつたと思ひますので、やはり華山委員の御心配になつておる、どこまでも地方行政を民主的にやつていかなければならない、それからまた地方自治体というものを確立してい

なければならぬ。こういうこと、これはもつともでありまして、やはり本法案の底を流れておる精神はまさにそこにあると思ふのであります。

それから、これは例を各府県にとりますと、府県自体がその地域のための行政を持っております、しかもそれがいまの広域的なものに目を追うて進んでまいっておる。その処理が総合的にかつ円滑に促進されなければならないが、それにはやはり自分の地域だけの立場に立つては解決がつかないというところから、一つのブロック内の地方公共団体及びそれに関連を持つ国家の出先機関の、しかも密接な関係のあるもの等々によって、会議を構成しまして、そうしてその間に、いま申し上げました広域的行政の総合的な進め方、かつ能率的、円滑な進め方をどうするかということについて協議をいたしますと、やはり国の出先機関のほうは国の立場に立つていろいろの考えがおありになり、地方公共団体側は地方公共団体側として、地元住民の意見等も十分に聞いて、そこでいろいろ話し合っております間に、回を積み重ねていきますときに、先ほど官房長からも話しましたように、中央機関に対しての報告なり、あるいは申し出なり、あるいは資料の収集等々によりまして、会議を進めてまいりますと、そこにおのずから広域的行政はどうあるべきかという正しい結論が出てまいって、きわめて有効適切なものである。こういうふうに考えておるわけでありまして、決してそこで勉強するとか、そういうような——もちろんことばじりをどうというわけではございませんが、調子の軽いものではなくて、私はむしろいまの時代に要求されておる広域行政の何か妙案とでも申しましょうか、妙案とでも申しましょるか、というのがこの法案であるというふうにかたく信じておるようなわけで、一言申し添えさせていただきます。

○華山委員 納得いたしかねますけれども、これで終わります。

○中島委員長 次会は公報をもってお知らせする

こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

第一類第二号

地方行政委員会議錄第三号

昭和四十年二月五日

昭和四十年二月十日印刷

昭和四十年二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局